

## 第4章

# 農地所有の制度と構造

### ポルポト政権崩壊後の再構築過程<sup>(1)</sup>

#### 序

##### 1. 課題の設定

1975年4月、民族統一戦線が第2次インドシナ戦争のカンボジアにおける勝利を収めた後、実権を掌握したのはポルポト派であった。ポルポト政権は、「すべての重要な生産手段は、人民国家の集団所有とし、人民集団の共有財産とする。日常の用に供する財産は、個人の所有に残す」(民主カンブチア憲法第2条)<sup>(2)</sup>との憲法規定のもと、国民の私的所有権を、土地に関してのみならず、ほぼ全面的に否定した。しかも、制度的に否定しただけではなく、強制移動や、男女別・年齢別に別居させ集団化することによって、人々の諸権利を物理的にも剥奪した。

このようにポルポト政権によって既存の所有関係をいったんは全面的に否定されたカンボジア農民が、同政権の崩壊後、農地などの土地に対する所有関係を再構築するにあたって、どのような過程を経てきたのか、またその結果としての現在の農地などの所有構造はどのようなものなのか、こうした諸点についての詳細はまだ明らかにされていない。

本章は、ポルポト政権が崩壊した後のカンボジア農村において、農民の農地とその他の土地に対する所有関係がどのような過程を経て再構築されてき

たのかについて、筆者が1995年から1996年にかけて行った聞き取り調査によって得たデータに基づいて、その一端なりとも明らかにしようとするものである。

筆者はかつて1997年の拙稿において、人民革命党政権がその農業政策の中心に据えた共同耕作制度であったクロムサマキ・ボンコーボンカウンボル（生産増大団結班，以下クロムサマキと表記）の実態について分析して以下の結論を得た（天川 [1997: 48-49]）。すなわち，クロムサマキは共同耕作の制度としては1980年代初頭にその有効性を失っており，したがって人民革命党政権下では農業の共同化はほとんど達成されなかった。しかし，ボルポト時代の集団耕作から家族農業へ回帰するプロセスにおいて，クロムサマキはその「解散」時に「班の農地」を各世帯に分配することを通じて，カンボジア農村の農地所有構造を大きく規定した。第1に，「班の農地」であった農地に関する土地所有構造は，クロムサマキによる分配を出発点として，その後の相続・分与，開墾，売買によって形成されており，1975年以前の所有関係との継続性はまったくみられない。第2に，分配時に，老若男女を問わず1人あたり面積に世帯構成員数を掛け合わせて求められた面積を各世帯に対して分配するという方針が採用され，実際にもこの方針にかなり忠実に農地の分配が実施された。その結果，クロムサマキの「解散」の時点では，構成員数が多い世帯ほど所有面積が広いという傾向が形成された。筆者は，このように，クロムサマキが共同耕作の制度としての有効性を失ったときに行われた農地分配に着目することによって，クロムサマキが農地改革の機能を果たしたことを明らかにした。

本章が目指すのは，農地やその他の土地に関する所有関係の再構築の過程におけるクロムサマキの制度の重要性を明らかにすることと，主要な農地に関する所有構造の変化の過程を再構成することである。記述の順序としては，まず，第1節で土地所有制度について考察する。第2節では，筆者の調査村のデータを用いて，農地所有構造のいくつかの側面についてクロムサマキによる分配直後と調査時点との2時点間比較を行う。第3節では，その2時点

間に行われた所有権の移転について検討を加える。第4節では、所有者と耕作者のずれを生じさせる小作制度などについて考察する。最後に、筆者が本章で描いた農地所有の構造はポルポト政権崩壊後の社会経済生活の再構築過程のなかで形成された特殊な、ないしは一時的に成立したものであるとの結論を導いて結ぶことになる。

## 2. 先行文献, 既存データ

本論に入る前に、まずは、先行文献と既存データについて簡単に述べておきたい。

クロムサマキについての先行文献は、1997年以前の文献については拙稿(天川[1997])を参照されたい。ここでは拙稿を執筆した後に入手したFrings[1997]のみ紹介する。これはFrings[1993][1994]の内容の記述をさらに充実させるとともに、人民革命党政権が行っていたコメの買付けと徴税の制度と実態についての記述が加えられた文献である。人民革命党政権の農業政策について包括的に記述した唯一の文献であり、Vickery[1986]と並んで、資料として貴重な成果である。

現在のカンボジア農村における農地所有の実態については、DOP/MOAF[1996]が東部4州を対象としたサンプル調査であり、比較的広範囲をカバーしているものとしてあげられる。しかし、農業センサスないしはそれに準ずる調査はまだ行われていないため、全国の様子は不明である。一村レベルのデータとしては、矢追[1997]と駒井[1998]に含まれているものがある。しかし、これらはいずれもそれぞれの調査村の概況として扱われており、農地所有構造の観点からの分析は加えられていない。

本章の主題である農地所有の制度と構造に関連する動きとして重要であるため、学術的研究活動ではないが、Cambodia Land Study Projectに触れておきたい。これはカンボジアで活動する複数のNGOが運営しているプロジェクトであり、1998年に1992年土地法の改正案が公開されたのを契機にして生

まれた。少数民族を含むカンボジア農民の権利を保護するという観点から、法案の批判や対案の作成、土地紛争や土地なし層の事例調査などの活動を行っている。上述のような研究状況にあっては、このプロジェクトが公開している諸報告書は貴重な参考資料である<sup>(3)</sup>。

### 3. 調査方法、データの限界

筆者が調査したのは、畑作村であるサマキ村（カンダール州ムックコンプー郡ブレイクドンボーン行政区内）と米作村であるピンブン村（カンダール州スアーン郡クランジョヴ行政区内）の2カ村である。これら調査村の概要と、クロムサマキの実際については、拙稿の記述を参照されたい（天川 [1997: 34-44]）。

調査期間は、サマキ村が1995年9月～1996年8月、ピンブン村が1995年12月～1996年7月であった。クメール人助手（女性）と筆者の2人が農家世帯を訪問し、世帯主ないしは世帯主に準じる人（世帯全体の経済状況などを把握していると判断できる人）にインタビューを行った。その際は、筆者がクメール語で用意した質問票に基づいて助手が質問して回答を書き取るという形式をとった。また、質問票以外の質問も適宜行った。なお、筆者と助手との会話も含めて使用言語はすべてクメール語であった。

ただし、以下の2点で調査データに限界があることを認めざるをえないので、本論の前に述べておきたい。

第1の点は、筆者自らが1世帯ずつ訪問して聞き取るという方法で調査したため、最初にインタビューした世帯と最後にインタビューした世帯との間に数カ月の時差が生じてしまったということである。この間に土地売買などの取引が行われなかったとはかぎらない。この意味において、筆者のデータが不正確なものであることは否めない。しかし、本章の分析の目的は、2カ村の状況に通底する概ねの傾向を明らかにすることである。この目的に照らせば、この数カ月間の時差は、全体の傾向の解釈を妨げるほどのゆがみをも

たらずものではないと判断した。

第2の点は、カンボジア農村に関する先行文献は1950～60年代のものしかなく、近年の農村の状況についてはほとんどまったく不明な状態で調査を始めざるをえなかったため、質問項目を変更する必要が頻繁に生じるとともに、調査期間後半になってから重要な問題に初めて気づいたことがままあった。土地の取引範囲や畑地の広さの認識について、後述するように、誤差の範囲が非常に広がってしまったのは、このゆえである。

次いで、分析手法における限界について述べておく。調査村はそれぞれ異なった2種類の農地をクロムサマキの「班の農地」としていた。したがって、ピンブン村の場合は雨季田と乾季田の単位面積あたりの収量の相違、またサマキ村の場合は畑地と乾季田の作付作物の処分方法の相違（畑作物は主として換金され、乾季米は主として自家消費される）のため、異なった地目の所有面積を単純に合算しても、それが生産性や収穫物の価格と対応していない以上、世帯の経済水準を正確に反映したものにはなりえない。しかし、現段階では筆者はこうした点を調整するための周辺データおよび力量を持ち合わせないため、各村について2地目の所有面積を単純に合算して求めた所有農地面積について考察せざるをえない。すなわち、本章で扱うデータは、農民の階層分解を論じるに足るものではない。本章で得られる結論は、あくまでも面積に限られるものであることを強調しておきたい。

さらに、畑地の面積の精度についてもうひとつ留保をつけておかなければならない。水田と異なって畑地に関しては、農民にとって重要なのは「面積」ではなく「幅」である。その理由は、畑地は、自然堤防から後背湿地に向かってのびる細長い帯状に区切られるため、後背湿地に向かってどの程度奥地にまで作付けできるかは、河川流水の氾濫状態によって毎年大きく左右されるからである。そのため、一般に農民は、畑地の「幅」についてはかなり正確に把握しているが、「長さ」については非常に曖昧である。したがって、筆者調査によって得られた回答も、「長さ」については誤差が非常に大きいと判断せざるをえないのである。また、もうひとつの畑地の広さの認識方法

として、作付けできるタバコの苗の本数を基準として「苗 本分」というものがある。土壌などの条件によって密植の度合いは異なり、筆者調査で得られた数値には1アールあたり100本から667本までのばらつきがある。この「苗 本分」という認識方法の重要性に気づいたのは調査後半であったため、面積と苗の本数の両方が得られたサンプルはわずか16しかないが、苗の本数しか聞き取りのできなかった事例については、その平均値である367本/アールを用いて面積に換算した。

最後に、本章では各村の経験の相違を捨象していることを断っておく。本章では、筆者の調査村2カ村のデータに通底している傾向について分析する。しかしながら、筆者が本章で捨象した相違点に、今度は着目して慎重に分析することによって、カンボジア農村の多様性とそれを生じさせる要因との連関性について明らかにしようとする試みもまた可能であろう。ここでは、本章で捨象した相違のうち、今後のカンボジア農村の変容について考察する際に重要になってくると思われる点について、簡単に指摘だけしておく。第1に、ポルポト時代の経験とその社会経済的な傷跡である。ポルポト時代の経験が管区（プーミピアック）および地区（ドンボーン）によって多様であったことはVickery [1983]の主張するところである。筆者の調査村は、サマキ村が東部管区第22地区であり、ピンブン村が南西管区第25地区に属していた<sup>(4)</sup>。ポルポト時代の経験が各村の復興過程に与えた影響を考察することもまた、カンボジアの農村社会についての理解を深めることになる。第2に指摘しておくべき相違点は、ピンブン村が米作村（スロック・スラエ）であり、サマキ村が畑作村（スロック・チャムカー）であるという点である。ほぼ全量が換金される工芸作物を主要作物とする農村社会と、なお自給作物としての色彩の非常に濃いコメを主要作物とし、農業外労働の機会も非常に限られている農村社会とは、その今後の変容過程は必ずから大きく異なってくるだろうが、これは今後の課題としたい。

## 第1節 カンボジア農村における土地所有制度の特徴

### 1. 「鋤による獲得」原則

近代的な私的土地所有の概念が導入される以前のカンボジアにおいては、国土は全体としては王に属するものと考えられていた。そのうえで、具体的な権利については、その土地を使用している者に対して認められていた。居住や耕作などに使用することによって当該土地に対する権利が確立する一方、続けて3年間使用しなかった場合には、当該土地に関する権利はすべて失効するとされていた。つまり、農地についていえば、耕作し続けることがすなわち農地を獲得する方法であった。これは「鋤による獲得」原則と呼ばれる (Delvert [1994: 488-489])。

土地に対する近代的な私的所有の概念は、19世紀末から20世紀初頭にかけて、宗主国フランスによってカンボジアに持ち込まれた。この概念の導入は、カンボジアの土地所有構造に根本的な変化をもたらした。その第1は、「鋤によって」占有されていないという意味における「無主の土地」を、植民地当局が「国有地」として払い下げることが可能になったということである。こうした土地はフランス資本などに払い下げられ、ゴム・プランテーション開発などにあてられた (Greve [1993: 6])。第2の変化は、耕作の継続と所有権の成立とが切り離されたことによって、自らの労働によって耕作しうる面積を超えた土地の所有が可能になったことである。

以後、伝統的な「鋤による獲得」による占有権も近代的な私的所有権も一切否定したポルポト時代、および伝統的な権利の確立は黙認していたものの私的所有権は否定した人民革命党政権の1979～89年を除き、カンボジアでは伝統的な「鋤による獲得」概念と近代的な私的所有概念とが併存してきたと理解すべきであろうと考える。

たとえば、デルヴェールは彼の調査当時(1950年代)の事情について下記

のように記述している (Delvert [1994: 490-491])。

「法律上のこの区別〔「所有者」と「占有者」の区別 引用者。以下〔 〕内同じ〕は実際の重要性はほとんどなく、占有者も所有者と同様の権利を有するし、同様の義務に服する。占有者はその地所を好きなように譲渡することができる。占有者は、彼が占有している地所について、各行政区において届け出をした後、登記簿に記載される。占有権は、購入、相続、もしくは元来公有地（国有地もしくはは地方政府所有地）であった土地の先占と5年間の耕作によって、獲得され、その地所において農民は『耕作の許可』を得る。『鋤による獲得』という古いクメールの原則は、人口希薄な地方ではなお有効である。ただし、国による承認（民法第723条）の後であるが。

（注）第723条『不動産に関しては、平和的で、誠実で、公で、継続的で、かつ曖昧さのない占有を、連続した5年間について、未登記の土地について行う場合、占有者は合法的な所有者となる。』

第725条は、連続した5年間<sup>(5)</sup>、利用を放棄したことから生じる、権利の失効について規定している。」

このように、「鋤による獲得」原則は、占有および放棄によって権利が発生もしくは失効するまでの期間が「連続した5年間」に修正されたものの、占有権としてシハヌーク時代のカンボジア民法にも取り入れられていた。

なお、1989年以降のこの二つの権利概念の併存状況やそれにともなう問題点などは、本節第5項において述べる。

## 2. 1980年代初頭の土地制度の特徴とその影響

### (1) クロムサマキの実施

ポルポト政権に代わって国土の復興を担うことになった人民革命党政権は、1979年5月頃から、農民を班に編成して共同耕作に従事させるという政策を推進し、それをクロムサマキと名づけた (Frings [1993: 7][1997: 40])。クロ

ムサマキが共同耕作の制度としての有効性を保っていたのは、ほとんどの地域で初期のごく一時期に限られていた(天川[1997])。本章では、クロムサマキについて、その共同耕作の制度としての側面ではなく、農地改革過程に果たした役割に着目する。したがって、本章で問題になるのは、期間の長短を問わない実施の有無であり、その普及の地理的範囲である。

表1は1983年時点のクロムサマキの状況を州別および類型別に示したものである。この表ではクロムサマキが3種類に分けられているが、これは、

表1 クロムサマキの州別・類型別状況(1983年)

州・特別市	第1種		第2種		第3種	
	実数	比率(%)	実数	比率(%)	実数	比率(%)
バッドンボーン州	12	0.1	2,400	20	9,590	79.9
モンドルキリー州	18	10	73	40	91	50
ストゥントラエン州	28	5	113	20	422	75
クロチェ州	43	2	215	10	1,890	88
ブレアヴィヒャ州	43	5	619	75	170	20
ブレイヴェーン州	58	0.5	8,099	69.5	3,496	30
コンボンソム市	82	15	275	50	192	35
ラッタナキリー州	85	10	256	30	512	60
シアマリアブ州	137	2	3,428	50	3,290	48
ブノンペン市	275	35	394	50	118	15
コッコン州	288	30	576	60	96	10
ポーサット州	301	10	1,805	60	902	30
コンボンチャム州	793	5	4,922	31	10,160	64
スヴァーイリアン州	1,114	20	2,785	50	1,672	30
カンダール州	1,147	10	8,032	70	2,295	20
コンボンスプー州	1,374	25	3,849	70	275	5
コンボート州	2,239	40	3,079	55	280	5
コンボンチナン州	2,292	60	1,146	30	382	10
ターカエウ州	2,644	30	4,406	50	1,763	20
コンボントム州	2,951	50	1,770	30	1,181	20
全国	15,924	15.46	48,262	46.88	38,777	37.66

(出所) Frings [1993: 44]

党・政府が1982年10月に公式に認めた類型である（Frings [1993: 15, 16]）。この諸類型について略述したのが表2である。

表1においてすべての州名が網羅されているからといって、それは全土において共同耕作が実施されていたということにはならない。また、コンポンチャーム州を除き、辺境の州ほど第3種クロムサマキの割合が高いという傾向があることから、党・政府の統制力が全国津々浦々まで行き届いていたのかどうか、という疑問を完全には払拭できない。しかしながら、少なくとも10万以上の班について党中央に報告があがってくるということは、1班あたり10世帯、1世帯平均5人と見積もって計算すると500万の国民を掌握していたということになる<sup>(6)</sup>。したがって、当時のカンボジアにおいては、国土の相当範囲にわたって、共同耕作の実態はともかくとして、農民が班として

表2 クロムサマキの諸類型

	班もしくは班内の小班によって共同耕作が行われている場合である。収穫物も、班もしくは班内の小班によって分配される。この種のクロムサマキには下記の3形態がある。	
第1種	班による共同耕作	農作業すべてが班長の指揮の下で班員によって共同でなされる。収穫物も班員間で分配される。
	小班による共同耕作	班が3～4世帯毎の小班に分割されて、農作業が小班内で行われている場合である。収穫物も小班の構成員の間で分配される。
	農地の一部分における共同耕作	共同耕作が行われるのは農地の一部分だけである。それ以外の農地は各班員に任されて、世帯毎、もしくは労働交換によって耕作する。
第2種	農地の班の財産である。しかし、各世帯に世帯構成員数にしたがって割り当てられて、班員間で労働交換を伴いながら世帯毎に耕作される。耕起・整地作業については、班長が役牛・農耕具の所有者に対して、他の世帯を助けるように指導する。	
第3種	農地は各世帯に分配されて、農作業もすべて世帯毎に行われている。実質的には世帯を単位とする農業経営である。	

（出所）天川 [1997: 30]

掌握されるという意味においてクロムサマキが実施されていたということは、表1より言ってよいであろう。

また、表3は、先行文献においてクロムサマキの制度と農地分配について何らかの具体的な報告がなされている村ないしは地域、および筆者が何らかの機会において自ら確認した村の一覧表である。ここではまずその地理的範囲の広がりについて検討したい。

カンボジアで研究者が農村調査を行えるようになったのは1990年代半ばのことであり、調査活動が再開されてからまだ日が浅い。また、これまで治安や道路事情その他の事情との兼合いから、明らかに、首都近郊の調査地が選定される傾向があった。表3にもこうした事情が反映されている。しかし、筆者は、シアムリアプ州やバッドンボン州の事例も報告されている点を重視したい。

以上の検討より、1980年代初頭にクロムサマキが実際に施行された村々は、現在のカンボジア国土の相当範囲に及ぶ地理的な広がりをもっていた、と判断して差し支えないものとする。

## (2) クロムサマキの対象となった土地と対象外におかれた土地

カンボジアの農村は、米作を主たる生計維持手段とする米作村と畑作を主たる生計維持手段とする畑作村とに区別される。クロムサマキの「班の土地」として共同耕作の対象となったのは、米作村も畑作村も村が全体として生計を立てるために最も重要な農地であり、屋敷地の中または周辺に作られる菜園や果樹・バナナ畑は制度外におかれた。

クロムサマキが共同耕作を開始する際、村の主要な農地は班それぞれに割り当てられて「班の農地」とされた。農地の班への割り当てと村人の班分けは、1975年以前の所有関係とはまったく無関係になされた。また、ポルポト政権が崩壊してからクロムサマキが開始されるまでの期間に、各々で耕作することによって生じていた既得権も、クロムサマキの開始の時点で消失した。このようにして、クロムサマキの対象となった農地については、クロムサマ

表3 共同耕作の期

	地名	共同耕作の期間
1	スヴァーイリアン州スヴァイチルム郡チューティアル行政区プレイチャンボック村	第1種：1980年央～1981年央 第2種：1981年央～1983年
2	プレイヴェン（プレイヴェーン）州バ・ブノン郡	未確認
3	プレイヴェーング（プレイヴェーン）州ピエム・ロー郡プレイ・カンディエング行政区チャー村	未確認
4	カンダール州ムックコンプー郡ブレークドンボン行政区サマキ村	第1種：1979年後半～1980年前半 第2種：1980年後半～1981年前半
5	カンダール州スアーン郡クランジョヴ行政区ピンブン村	第1種：1979年央～1981年末
6	カンダール州カンダールストウン郡スヴァイ村	1979年～（注1）
7	タケオ（ターカエウ）州ソムラONG郡ソムラONG区トロベアング・ヴェーング村	未確認
8	タケオ（ターカエウ）州ソムラONG郡スラー行政区オンチョング・エー村	1979年～1981年
9	タケオ（ターカエウ）州プレイ・カバツ郡クダニユ行政区ソムダチ・ポアン村	1979年～1982年 1984年に1年間だけ再開される。
10	シェムリアップ（シアマリアブ）州シェムリアップ郡ノコルトム行政区北スラ・スラン村	1983年頃まで
11	バツタンバン（バッドンボン）州クナー村	未確認
12	バツタンバン（バッドンボン）州アンロンタマイ村	未確認
13	バツタンバン（バッドンボン）州ボーヴェル郡クナイノミア行政区	未確認
14	バツタンバン（バッドンボン）州ボーヴェル郡コッ・コボス行政区	未確認

（注）（1）「村の生産力が復興し、役牛の数が増えるに従って……人々は個人的な活動に力を村では事実上の世帯単位の生産と消費が行われていた。」（Ebihara [1993: 160]）

（2）「1983年にはクロム・サマキは自然に消滅してしまい、農民は再び1972年以前に所有当時と同じ顔ぶれになっていた。」（谷川 [1997: 254]）

（3）「多くの場合は、住居の近くと遠隔地（住居から4～5km離れている）、灌漑面積と非でも、1区画の面積は0.2～0.3ヘクタールと小さい。」（国際開発センター [2001: 4 1]）

（出所）筆者作成（各事例の出所については下記を参照）

1 1999年9月23日筆者インタビュー（同村の訪問には、International Volunteers of

3 矢追 [1997: 130] 4 天川 [1997] 5 天川 [1997]

10 谷川 [1997] 11 アジア人口・開発協会 [1999] 同調査団による現地調査には筆

13 国際開発センター [2001] 14 国際開発センター [2001]

## 間と農地分配の時期

クロムサマキの対象となった地目	クロムサマキの対象外の地目	農地分配が行われた時期	農地分配の基準 (1人あたり面積)
雨季田	未確認	1983年	雨季田30アール
未確認	未確認	1980年	15アール(地目不明)
雨季田 乾季田	未確認	1989年	雨季田: 10アール 乾季田: 7アール
畑地(タバコ, トウモロコシ, トウガラシ) 乾季田	バナナ畑	1981年末	畑地: 幅1メートル弱 乾季田: 2区画(1区画は25メートル四方)
雨季田 乾季田	屋敷地内野菜畑(青菜)	乾季田: 1982年初 雨季田: 1982年央	第1種雨季田: 5アール 第2種雨季田: 3アール 第3種雨季田: 2アール 乾季田: 2アール
雨季田	屋敷地内野菜畑	1986年	雨季田: 16~18アール
雨季田	未確認	1984-85年	雨季田: 12アール
雨季田 乾季田	未確認	1981年	雨季田: 12アール 乾季田: 1.5アール
雨季田	畑地(サトウキビ), 果樹地	1983年。 1985年に再度実施	雨季田: 15アール
雨季田	未確認	不明(注2)	不明(注2)
雨季田	未確認	未確認	未確認
雨季田	果樹園(オレンジ)	未確認	未確認
未確認	未確認	1985年	30アール(地目不明)(注3)
未確認	未確認	1985年	24アール(地目不明)(注3)

入れるようになった。1984年までには、班は名目上の存在にすぎなくなり、ソバイ(=スヴァイ)

していた農地で稲作を始めるようになった。……1986年前後にはほとんどの農地の持ち主が1972年

灌漑面積の両方を各世帯が所有するように分配された。その結果、合計所有面積が大きい世帯であっ

Yamagataに便宜をはかっていただいた。 2 国際開発センター [2001]、  
6 Ebihara [1993]、7 駒井 [1998]、8 矢追 [1997]、9 高橋 [2001]、  
者も個人的に同行した。 12 アジア人口・開発協会 [1999]

キの開始時点で、過去の所有関係は一切否定された。そして、クロムサマキの「班の農地」とされていた主要な農地は、クロムサマキの「解散」時に、班内の各世帯に対して分配された。この際、筆者の調査村では、その世帯がポルポト時代以前に所有していた地所を尊重しようとする配慮はまったくなされず、むしろできるだけ公平な分配が心がけられた結果、クロムサマキによって分配された地所とその世帯がポルポト時代以前に所有していた地所とはまったく関係がない。同様の指摘としては、カンダール州カンダールストウン郡スヴァイ村について「〔分配時には〕1975年以前の保有地を考慮しようという試みはなされなかった」(Ebihara [1993: 160]) およびプレイヴェーン州ピエムロー郡プレイカンディエング行政区チャー村について「分配は村長が行ったが、土地の地力が異なるので公平を期すために土地はくじを用いて分配された」(矢追 [1997: 130]) がある。

しかし、谷川が「1983年にはクロム・サマキは自然に消滅してしまい、農民は再び1972年〔=谷川の調査村の住民がクメール・ルージュによって強制移住させられた年〕以前に所有していた農地で稲作をはじめようになった。…しかし、むら〔=谷川の調査村、谷川は「ブーム」に対して「集落」という訳語をあて、「むら」を当該集落の住民の生活範囲として定義して用いている〕は農地が少ない上、畦で細かく区分されているため、他の地域のように分配できなかったのだという。こうして人々の仮所有が進行し、1986年前後にはほとんどの農地の持ち主が1972年当時と同じ顔ぶれになっていた」と記述していることから、「班の農地」であった農地の所有関係について、ポルポト時代以前との連続性がみられる村も例外的に存在しているものと考えられる(谷川 [1997: 254])。

一方、クロムサマキの制度外におかれた屋敷地内の菜園に対する所有関係の再構築は、村長やクロムサマキによる仲介や介入はあったが、基本的には各々の村民による「再獲得」に任されていた。表4は、筆者の調査村であるピンブン村の菜園の取得源について整理したものであるが、ポルポト時代以前との連続性がみられる場合が多いことが看取できよう。同様の傾向は、筆

表4 ピンブン村 「村内の土地」における菜園（単位：1区画）の取得源  
（調査世帯総数93世帯のうち、菜園所有世帯は32世帯、菜園の区画は計34区画）

取得時期および取得方法	取得区画数
1975年以前の所有地を1979年に「再獲得」し、以後所有し続けている場合 （1975年以前の取得方法については問わない）	8
1980年代に事実上の所有を確立し、以後所有し続けている場合。	13
-1 クロムサマキが屋敷地として分配した一部を菜園として整備した場合。	4
-2 新規開墾	2
-3 分与	2
-4 その他 <sup>1)</sup>	5
1990年以降に取得した場合	11
-1 分与	0
-2 購入	10
-3 新規開墾	1
取得時期不明	2

（注）1） 「取得は結婚時であり、結婚はクロムサマキの解散直後」取得方法不明1件、「1979年から」とするが取得方法不明1件、「1989年村長による居住許可を得た屋敷地の一部を菜園として整地した」もの1件、「1980年代半ばに離村する義父から買い取った」もの1件、「1988年に村長から購入した」もの1件を含む。

（出所）筆者調査。

者の見聞のかぎりにおいて、サマキ村のバナナ畑とパットンボン州アンロ  
ンタマイ村のオレンジ園についても相当するという印象をもっている。

### （3）法律上の規定

1981年に制定されたカンブチア人民共和国憲法は、その第15条において、「市民は法律に基づき、国家が住居の建設および穀物または果樹の栽培のために各世帯に割り当てた土地を利用し、相続する権利を有する」<sup>7)</sup>と定めている。したがって、クロムサマキによる分配によって農民に付与されたのは、厳密には当該農地における耕作権とみなすべきであり、所有権とは区別されるべきである。しかし、農民自身が「クロムサマキによる分配によってこの水田/畑地を得た」と認識していること、また、「鋤による獲得」原則の存

在、さらには1989年に人民革命党政府が憲法改正によって土地についての私的所有権を復活させたときには、クロムサマキによって分配されて以来継続してその地所を耕していた農民に対して、当該農地に関する証書を発行するという手続きによって、農民の農地に対する私的所有が確立されたことなどに照らして、本章では、1989年以前と以後の権利についてはとくに区別せず、「所有権」として表現することとする<sup>(8)</sup>。

なお、上記のカンブチア人民共和国憲法を改正する形で1989年に制定されたカンボジア国憲法は、その第15条において、「カンボジア市民は、土地を所有し、利用する権利を有し、居住および開墾を目的に国家から譲渡された土地を相続する権利を有する」<sup>(9)</sup>として、国民の土地に対する所有権を明確に認めた。

### 3. 1989年以後の土地所有制度にみられる特徴

現行の1993年憲法はその第44条において所有権に関して定めている。その規定は、所有権の不可侵を宣言するとともに、土地を所有する権利を「クメール国籍を有する個人および法人」のみに明示的に限定した。

土地所有制度に限れば、現行制度の根拠法として位置づけられているのが、Land Law of the National Assembly of the State of Cambodia (1992年10月13日) (以下、「1992年土地法」と表記)である。なお、現行憲法は移行措置として、「カンボジアの国有財産、権利、自由および合法的私有財産を保護し、国益に一致する法律その他の法令は憲法の精神に反しないかぎり、新しい規定により改正され、または廃止されるまで効力を有する」(第139条)<sup>(10)</sup>の規定を有しており、1992年土地法はこの規定に照らして有効であるとみなされている。

1992年土地法の規定をみれば、現在のカンボジアの土地所有制度には、二つの大きな特徴があることがわかる。そのひとつは、1979年以前の所有関係との断絶であり、もうひとつは、伝統的な「鋤による獲得」概念の残存であ

る。

前者に関しては、その第1条において、「カンボジア国の土地は国家の財産である。そして、全土を統一して、国家の管理を受ける。／国家は1979年以前の古い土地所有権を認めない。土地に関する所有権、その他の権利は、この法律の下に存在する」<sup>(11)</sup>と謳っていることに明確に表されている。

後者については、1992年土地法においても、所有権のほか占有権が認められており、下記のような諸規定が設けられている。

- ・暴力によらず、公にしつつ、誠実に管理している場合は、その占有者は占有権を有する（第61条、62条、63条、65条）。
- ・占有者は、権利の一部またはすべてを遺言によって相続させる、あるいは契約にしたがって他の人に委譲することができる（第73条）。
- ・その土地を5年連続の期間で、平和的に、誠実に、はっきりと公に占有しており、その土地が登記簿に登録されていない無主の土地であれば、その占有者はその土地の合法的な所有者となる（第74条）。登記簿に登録された後に所有権となる（第75条）。
- ・占有者が3年間連続で放置している土地はすべて国家の財産となる（第76条）。

上記の諸規定より、1992年土地法においても「鋤による獲得」原則が権利の確立手段として容認されていることが明らかである。しかし、ここで問題になるのが、1992年土地法のいう「国家の財産」を第1節第1項で述べた「王の土地」の現代的表現とみてよいのかどうか、という点である。

調査世帯の現有農地の取得源をみると、クロムサマキによる分配、親世帯からの相続または分与、および購入とならんで開墾が重要な取得方法である（天川〔1997: 45〕）。おそらく、新規開墾や「使われていない土地の使用」はカンボジア農村においては今なお広く行われている。そして、それは少なくとも村レベルにおいては権利の確立手段として認められている。しかし、近年カンボジアで頻発している土地紛争に多くみられるパターンとして、農民の占有の事実に対して、国家権力ないしは資本家が「所有権」を主張して収

用しようとする一方、農民がそれを「不当」ないしは「不法」だとして異議を申し立てるといふものがある。ここには、近代的な意味での、すなわち利用の有無とは結びつかない私的所有概念に基づく権利を、国家ないしは資本の側が主張していることが見て取れる。伝統的な権利概念と近代的な私的所有概念がいかなる場合にどちらが優先するのかという点が曖昧なまま、両方が併存していることは確かである。

## 第2節 クロムサマキによる農地分配と農地所有構造の変化

本節では、筆者が1995年から1996年にかけて行った聞き取り調査によって得たデータを分析して、クロムサマキによる農地分配の実際と、その後の農地所有構造の変化について明らかにする。

### 1. 所有面積と世帯構成員数

クロムサマキの「班の農地」を分配する際に用いられた規準は、表3に示したように、それぞれの地目について定められた1人あたりの面積に世帯構成員数を掛け合わせて算定された面積を分配するという方針が採用された。したがって実際にこの方針が忠実に守られたのであれば、クロムサマキによる農地分配によって、構成員数の多い世帯ほど広い面積を所有するという意味において所有面積が均等化されたはずである。

筆者の聞き取りから得られたデータによってこの点を検証してみると、ピンブン村とサマキ村のいずれの場合にも、分配された農地面積と当時の世帯構成員数との間には非常に強い正の関連性がみられる(表5)。すなわち、1980年代初頭のカンボジア農村、少なくとも筆者の調査村に関しては、構成員数が多い世帯ほど広い面積の農地を所有するという傾向が非常に強かった、という点を特徴として指摘することができよう。なお、この傾向は、二つの

表5 農地面積と世帯構成員数

## ピンブン村

	クロムサマキによる分配の時点 n=54 <sup>1)</sup>	調査時点(1995～96年) n=92 <sup>2)</sup>
農地面積の平均値(アール)	68.6	61.2
農地面積の標準偏差	35.4	53.3
世帯構成員数の平均値(人)	5.42	5.58
農地面積と世帯構成員数の相関係数	0.82	0.32

## サマキ村

	クロムサマキによる分配の時点 n=120 <sup>1)</sup>	調査時点(1995～96年) n=175 <sup>2)</sup>
農地面積の平均値(アール)	51.5	51.0
農地面積の標準偏差	25.9	41.7
世帯構成員数の平均値(人)	5.36	6.25
農地面積と世帯構成員数の相関係数	0.71	0.20

(注) 1) 調査世帯総数(ピンブン村93世帯, サマキ村176世帯)のうち, クロムサマキによって分配された農地面積と分配対象となった人数についての回答が得られたもの。

2) 調査世帯総数(ピンブン村93世帯, サマキ村176世帯)のうち, 農地の所有面積が不明な世帯を除いたもの。

(出所) 筆者調査。

地目を合算した総面積に関してのみならず, 各地目ごとに関しても非常に強くみられる(天川[1997:47])。

1990年代半ばになると, この両値の関連性はかなり弱くなっている(表5)。すなわち, この間に世帯構成員数の変化とは無関係な所有面積の変化が多々生じていたであろうことが推察できる。所有面積の変化を生じさせる要因としては, 土地に関する私的所有権が導入された1989年以前は, 「新規開墾」が増加要因として, 「子世帯への分与」が減少要因としてあげられる。そして, 1990年代に入ってから, 農地の売買が多少なりとも行われるようになった。しかし, 大きく低下したとはいえ, 相関係数は依然として農地面積と世帯構成員数とに連関性があると解釈するべき値ではある。

## 2. 土地なし世帯の出現

カンボジア農村では、生産と消費の基本単位は世帯であり、しかもその基本的形態は夫婦とその子供からなる核家族である。表6に示したように、調査世帯総数の85%（ピンブン村）ないし61%（サマキ村）が核家族もしくは母子・父子世帯である。こうした核家族世帯は、子供夫婦が親世帯とは別に新たに世帯を形成するか、もしくは同居していた老親が死亡することによって生じる。したがって、核家族（母子・父子家族を含む）世帯に老親が同居している場合をいずれは核家族に移行する形態と考えて加えると、90%（ピンブン村）ないし78%（サマキ村）に達する。すなわち、カンボジア農村においては、核家族が1世帯を形成している場合がほとんどであり、2世代以上の夫婦を含む大家族が1世帯を形成しているのは、核家族世帯に移行する過程における一時的な形態である場合が多いと考えられる。

すなわち、カンボジア農村で最も基本的な経済単位としての機能を果たしているのは、核家族（母子・父子家族を含む）世帯であるといえよう。土地に関する私的所有権が復活されたときに農地に対して交付された証書が、筆者が尋ねたかぎりでは夫婦の共有名義であることも、核家族世帯がひとつの生産活動の単位であることの表れであろう。

クロムサマキによる分配当時の世帯構成員数は、筆者が調査した2村とも最少値が2人、最大値が12人であった。こうした値は核家族ないしは核家族に移行するまでに一時的に生じた大家族の人数として十分に理解しうるものである。したがって、世帯構成員数がこのように離散性の小さい値である以上、クロムサマキによる農地分配が前述した方針にかなり忠実に実施されたとすれば、農地面積の値の離散性も小さくなっているはずである。

農地面積の標準偏差を比較すると、1990年代半ばの調査時点よりも、クロムサマキによる分配の時点の方が、かなり小さい（表5）。したがって、クロムサマキによって農地分配が行われた直後の農地所有構造の特徴としては、

表6 世帯構成

(単位：世帯，かっこ内%)

世帯形態	世帯構成員数															計
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	15人	
核家族世帯	0	3	8	12	10	11	13	3	4	3	0	0	0	0	0	67 ( 72.0)
母子世帯	0	2	2	4	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	11 ( 11.8)
父子世帯	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 ( 1.1)
2世代直系家族世帯	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5 ( 5.4)
その他	3	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0	1	9 ( 9.7)
計	3	5	10	17	11	16	16	5	5	4	0	0	0	0	1	93 (100.0)

(単位：世帯，かっこ内%)

世帯形態	世帯構成員数															計
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	15人	
核家族世帯	0	1	6	22	12	19	19	10	6	1	1	0	0	0	0	97 ( 55.1)
母子世帯	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6 ( 3.4)
父子世帯	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4 ( 2.3)
2世代直系家族世帯	0	0	3	3	0	3	6	5	4	4	1	0	0	1	0	30 ( 17.0)
その他	1	0	0	4	4	5	8	4	5	5	3	0	0	0	0	39 ( 22.2)
計	1	5	12	31	17	27	33	19	15	10	5	0	0	1	1	176 (100.0)

(注) 核家族世帯：夫婦のみ、もしくは夫婦と子供からなる世帯。

母子世帯：核家族世帯から夫が欠けた形態。

父子世帯：核家族世帯から妻が欠けた形態。

2世代直系家族世帯：核家族世帯もしくは母子世帯に引連した老親が加わった形態。

その他：上記以外の形態の世帯。

(出所) 筆者調査。

世帯ごとの所有面積にばらつきが少なかった、という点を指摘することができよう。

調査時点では、いずれの村においても、農地面積のばらつきが拡大している。その要因については今後の検討を待たなければならないが、ここでは、この原因を考察するにあたっては是非とも考慮に入れなければならない点を指摘しておく。

筆者が調査した範囲ではクロムサマキによる分配が行われた当時に在村していたにもかかわらず分配に与れなかったという事例は見いだせなかったため、クロムサマキによる分配は、当時在村していた全世帯に対して行われたとみなしてよいと考えている。すなわち、クロムサマキによる分配直後の農村には、農地をもたない世帯は存在しなかったと考えられる。また、1世帯を構成するための最少人数が2人ということから、分配時に定められた1人あたり面積の2倍を大幅に下回るあまりにも零細な規模の所有もありえないと考えられよう。したがって、表7に明らかにされているように、クロムサマキによる分配の直後には存在しなかった土地なし世帯および零細農家が、調査時点では生じていることがこの間の大きな変化のひとつである。そして、これが農地面積の標準偏差の値を引き上げた要因のひとつであると考えられるのである。

### 3. 所有規模の平等性

これまでの検証によって、クロムサマキによる分配直後の農地所有構造の特徴として、構成員数が多い世帯ほど広い面積の農地を所有するという傾向が非常に強かったこと、およびその結果として世帯ごとの所有面積にばらつきが少なかったこと、この2点が指摘できることが明らかになった。こうした特徴から十分に類推できることは、所有規模の分布もかなり平等性の高いものであったであろうということである。

この点をジニ係数を算出することによって検証してみる。表8に示したよ

表7 農地所有規模の分布

## ピンブン村

所有面積（アール）	クロムマサキによる分配の時点		調査時点（1995～96年）	
	世帯数	比率（％）	世帯数	比率（％）
0	0	0.0	7	7.6
1～10	0	0.0	5	5.4
11～20	1	2.2	8	8.7
21～30	6	13.0	7	7.6
31～40	10	21.7	15	16.3
41～50	5	10.9	8	8.7
51～60	3	6.5	7	7.6
61～70	6	13.0	3	3.3
71～80	6	13.0	7	7.6
81～90	2	4.3	5	5.4
91～100	5	10.9	7	7.6
101～110	2	4.3	2	2.2
111～120	2	4.3	1	1.1
121～130	3	6.5	2	2.2
131～140	2	4.3	1	1.1
140<	1	2.2	7	7.6
計	54 <sup>1)</sup>	100.0	92 <sup>2)</sup>	100.0

## サマキ村

所有面積（アール）	クロムマサキによる分配の時点		調査時点（1995～96年）	
	世帯数	比率（％）	世帯数	比率（％）
0	0	0.0	5	2.9
1～10	0	0.0	3	1.7
11～20	6	5.0	12	6.9
21～30	13	10.7	24	13.8
31～40	25	20.7	38	21.8
41～50	24	19.8	28	16.1
51～60	19	15.7	18	10.3
61～70	17	14.0	16	9.2
71～80	4	3.3	8	4.6
81～90	5	4.1	5	2.9
91～100	2	1.7	4	2.3
101～110	3	2.5	4	2.3
111～120	1	0.8	2	1.1
121～130	1	0.8	3	1.7
131～140	0	0.0	0	0.0
140<	1	0.8	4	2.3
計	121 <sup>1)</sup>	100.0	174 <sup>2)</sup>	100.0

(注) 1) 調査世帯総数(ピンブン村93世帯,サマキ村176世帯)のうち,クロムマサキによって配分された農地面積と配分対象となった人数についての回答が得られたもの。

2) 調査世帯総数(ピンブン村93世帯,サマキ村176世帯)のうち,農地の所有面積が不明な世帯を除いたもの。

(出所) 筆者調査による。

表 8 農地所有面積分布のジニ係数

	クロムサマキによる分配の時点	調査時点（1995～96年）
ピンブン村	0.15 (n=54 <sup>1)</sup> )	0.22 (n=92 <sup>2)</sup> )
サマキ村	0.13 (n=121 <sup>3)</sup> )	0.17 (n=175 <sup>4)</sup> )

(注) 1) 調査世帯総数(93世帯)のうち、クロムサマキによって分配された農地面積についての回答が得られたもの。

2) 調査世帯総数(93世帯)のうち、雨季田の所有面積が不明な世帯(1世帯)を除いたもの。

3) 調査世帯総数(176世帯)のうち、クロムサマキによって分配された農地面積についての回答が得られたもの。表2より1世帯増えているのは、農地面積についての回答はあったが、当時の世帯員数が不明だった1世帯を加えたからである。

4) 調査世帯総数(176世帯)のうち、畑地の所有面積が不明な世帯(2世帯)を除いたもの。

(出所) 筆者調査。

うに、ピンブン村にせよサマキ村にせよ、クロムサマキによる分配の時点でのその値は非常に小さい。すなわち、当時の所有規模の分布が非常に平等性の高いものであったことがわかる。

調査時点でのジニ係数は、クロムサマキによる分配の時点からは若干上昇しているものの、なお、所有規模の分布の平等性がかなり高いことを示している。すなわち、特定階層による農地の集積はさほど進展してはいないことがうかがわれる。しかし、既述のようにクロムサマキによる分配直後には存在しなかった土地なし世帯および零細農家が調査時点では生じていること、さらに、クロムサマキの分配直後には各村1世帯しか存在しなかった140アール以上を所有する世帯が明らかに増加していることには注目しなければならない。

表9から表11はこの種の世帯の特徴と農地の取得ないしは喪失事由について整理したものである。表9から、土地なし世帯には、(1)近年になって帰村ないしは転入してきたばかりの世帯、(2)農地の子への分与をすべて済ませてしまった世帯、(3)売却によって農地をすべて手放してしまった世帯、の三つの類型が読み取れる。また、所有面積10アール以下の零細農家は(表10)、

表9 土地なし世帯

## ピンブン村

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	結婚時期	農地の喪失事由	備考
p-16		69		分配によって得た農地はすべて子に分与済み	老婦人ひとり世帯
p-28	34	29	1993年		2年前夫婦で他村から転入
p-36	46	40	クロムサマキの解散後	結婚前に分配によって得た農地はすべて弟への譲渡(1980年代)および妹への売却(1990年)によって処分	クロムサマキ下では姉弟妹3人のみの世帯 1990年に野菜畑を購入
p-54	31	31	1985年	分与によって得た農地はすべて売却(1992年, 1994年)	農地の売却は、野菜の買付事業の失敗による借金の返済のため
p-60		34			3年前に離婚して、帰村
p-62	30	28	1986年	分与によって得た後はすべて売却(1991年, 1994年)	1991年の売却は出産費用, 1994年の売却は家の建築費用に充てるため
p-90		58		分配によって得た大半は子に分与済み, 一部は売却(1991年)	夫は4年前に死亡。寡婦は魚などの買付業を営んでいる

## サマキ村

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	結婚時期	農地の喪失事由	備考
s-46	38	38	1979年	分配によって得た農地をすべて売却(1995年)	夫は漁業や日雇い仕事, 妻は野菜売りなど従事
s-90		75		分配によって得た農地はすべて子に分与済み	老婦人ひとり世帯
s-118	29	25	1991年		親からの分与を受け取らず, 夫がモトドップに従事
s-159	57	37	1979年	1980年代中央~末の間, 他所で暮らしている間に, 分配によって得た農地を班長に没収された	帰村は7年前
s-160	42	36	1985年		結婚後, 夫の従軍にしたがって移動。帰村は1994年

(注) (1) 夫および妻の年齢はいずれも調査時点でのもの。

(2) 表内の用語の定義は以下のとおり。

分配: クロムサマキによる分配。

分与: クロムサマキの解散後に結婚して新世帯を形成し, その際に夫もしくは妻の親世帯から農地の分与を受けた場合。

(出所) 筆者調査。

表10 所有面積10アール以下の世帯

## ヒンブン村

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	結婚時期	農地の取得事由	農地の喪失事由	備考
p-10	31	30	1983年	分与(雨季田10a)		
p-31	40	39	ポルポト時代	購入(雨季田5a, 1994年)	分配によって得た農地はすべて売却(1991年, 1993年)	1991年の売却理由は不明。1993年の売却は夫の病気のため
p-35	39	38	ポルポト時代直後	分配(乾季田4a)	分配によって得た雨季田は売却(1990年)	雑貨屋
p-40		78		分配(乾季田4a)	分配によって得た雨季田はすべて子に分与済み	老婦人ひとり世帯
p-65	27	25	1988年	分与(雨季田10a)	分与によって得た雨季田のうち10aは売却(1993年)	売却理由は不明

## サマキ村

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	結婚時期	農地の取得事由	農地の喪失事由	備考
s-23	35	33	不明	分与(畑地7a)	分与によって得た乾季田はすべて売却(1990年)	夫は散髪屋
s-48	26	28	不明	分与(畑地8a)		
s-128	30	26	1991年	購入(畑地10a, 1993年)		

(注) 表内の用語の定義については表9を参照のこと。  
(出所) 筆者調査。

表11 所有面積140アール以上の世帯

## ヒンブン村

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	農地の取得事由	農地の喪失事由	備考
p-1	58	55	雨季田：分配68a，購入20a（時期不明），開墾50a 乾季田：分配27a	雨季田：分与32a	
p-6	44	45	雨季田：分配55a，購入75a（1992年）	雨季田：分与5a	
p-15	32	30	雨季田：分配32a，購入188a（1991年，1995年） 乾季田：分配8a		現在の夫とは1990年に再婚。 分配時は先夫
p-18	46	45	雨季田：分配32a，購入146a（1992年，1994年） 乾季田：分配40a		
p-20	45	44	雨季田：分配43a，購入101a（1990年，1994年，時期不明） 乾季田：購入50a（時期不明）	雨季田：分与13a 乾季田：分与12a	
p-22	65	62	雨季田：分配70a，購入30a（1993年） 乾季田：分配20a，開墾40a		
p-63	38	38	雨季田：分配20a，購入100a（1995年） 乾季田：開墾60a		

## サマキ村

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	農地の取得事由	農地の喪失事由	備考
s-45	45	37	畑地：分配28a，開墾7a，購入7a（1992年） 乾季田：分配25a，開墾111a		
s-62	55	45	畑地：分配64a 乾季田：分配100a	畑地：分与12a 乾季田：分与20a	
s-107	40	37	畑地：分配219a，購入82.2a（クロムサマキ解散1年後，1994年，1995年），分与48a 乾季田：分配37.5a		
s-148	30	31	畑地：分与13a 乾季田：購入80a，開墾326a		乾季田は夫の出身村に有する

（注）表内の「開墾」とは「クロムサマキの解散後に自力で開墾した場合」の意。その他の用語の定義については表9を参照のこと。  
（出所）筆者調査。

(1)クロムサマキの解散後に結婚して親世帯からの分与を受けたが、その面積が10アール以下の世帯、(2)農地の子への分与を大部分済ませてしまった世帯、(3)クロムサマキによる分配によって得た農地の多くを売却してしまった世帯、この三つに類別できる。売却事由についてみると、土地なし世帯にせよ所有面積10アール以下の世帯にせよ、(1)「主要な農地」における農業以外の生計維持手段がある場合と、(2)借金の返済その他のための現金調達の必要性に迫られて売却した場合とに区別できる。

一方、140アール以上を所有する世帯については(表11)、クロムサマキによる分配によって得ていた農地に加えて、近年になって農地を購入した、という傾向が全体として読み取れよう。この傾向はとくにピンブン村、なかでも雨季田について顕著である。これは、ピンブン村の雨季田は、クロムサマキの当時すでに開墾余地がほとんど残されていなかったということと大きく関係していると考えられる。つまり、自己所有農地を拡大しようとするれば、他人の農地を獲得するほかないのである。したがって、ピンブン村の雨季田に関しては、1989年の私的所有権の導入にともなって農地の売買が可能になることによって初めて、このような大規模所有が可能になったといつてよいであろう。

#### 4. 小括

クロムサマキによる分配の時点での所有構造と1995～96年の所有構造とを筆者調査によって得たデータによって比較した。そこで明らかになったのは、第1に、クロムサマキによる農地分配が行われた直後の所有構造の特徴である。すなわち、構成員数が多い世帯ほど広い面積の農地を所有するという傾向が非常に強く形成されたこと、そしてその結果として、世帯ごとの所有面積は一定の範囲に集中しており、所有規模の分布は平等性の非常に高いものであったという特徴が明らかになったのである。

さらに、2時点間の比較を行うことにより明らかになったのは、クロムサ

マキによる農地分配から10数年が経過し、1989年には土地に関する私的所有権の導入という制度上の重大な変化がもたらされたにもかかわらず、クロムサマキによる分配直後にみられた所有構造上の特徴は、その程度はかなり減じたものの、1990年代半ばでもなお看取できるということであった。

1980年代初頭に形成された特徴を今なおかなりの程度保っていることの背景として、土地の市場化への道が開かれたのが1989年であり、調査時点ではそれからわずか数年しか経過していなかったことがまず指摘できよう。したがって、次節ではまず、この点を筆者調査に基づいて明らかにする。

次いで、土地の売買が行われるようになる以前、すなわちクロムサマキが解散してから土地の私的所有が認められるようになるまでの間における所有権の移転の実際について、筆者調査に基づいて明らかにすることとする。

### 第3節 所有権の移転の実際

#### 1. 「主要な農地」の売買

表12と表13は、調査村の「主要な農地」の取得源のうち、売買による事例について、それが行われた時期に基づいて整理したものと、取引が行われた地理的範囲に基づいて整理したものである。

これらの表から読みとれるのは下記の4点である。

第1に、売買の行われた時期についてみると、いずれの村についても、またいずれの地目についても、大部分が1990年代に入ってから行われている。

第2に、売買の取引範囲についてみると、いずれの村についても、またいずれの地目についても、同一村内での取引が過半を占める。全体として、売買取引は、まずもって同一村内、そして隣村ないしは同一行政区内で行われる傾向が顕著である。なお、筆者の調査の不備のために、取引の地理的範囲について確認していない事例のうち、話者が個人名や親族呼称を特定して語

表12 農地売買の事例（時期による分類）  
 （単位：件数，カッコ内は合計に占める割合％）  
 ビンブン村（世帯総数93）

	雨季田		乾季田	
	売却	購入	売却	購入
1989年以前	1 ( 3.2 )	4 ( 7.8 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
1990年以降	29 ( 93.5 )	45 ( 88.2 )	18 ( 94.7 )	10 ( 91.0 )
不明	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 5.3 )	0 ( 0 )
未確認	1 ( 3.2 )	2 ( 3.9 )	0 ( 0 )	1 ( 9.1 )
合計	31	51	19	11

サマキ村（世帯総数176）

	畑地		乾季田	
	売却	購入	売却	購入
1989年以前	1 ( 6.7 )	6 ( 17.6 )	1 ( 25.0 )	0 ( 0 )
1990年以降	12 ( 80.0 )	26 ( 76.5 )	2 ( 50.0 )	13 ( 100.0 )
不明	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
未確認	2 ( 13.3 )	2 ( 5.9 )	1 ( 25.0 )	0 ( 0 )
合計	15	34	4	13

（出所）筆者調査。

った場合を，近しい相手との取引とみなすと，地理的範囲にせよ，人的紐帯にせよ，売買取引は相対できる非常に狭い範囲で行われてきたと解釈できる。

第3に，売買の対象となった地目をみると，ビンブン村では雨季田，サマキ村では畑地の方が乾季田の件数よりも圧倒的に多い。すなわち，村にとって最も重要な「主要な農地」が売買の対象になりやすい，ということが看取できる。いずれの村においても，乾季田についてはごく近年まで開墾余地が残されていた。しかし，最も重要な「主要な農地」（ビンブン村の雨季田，サマキ村の乾季田）は屋敷地の周辺に位置し，売買が行われるようになった頃にはすでに開墾余地が残されていなかったことが，その要因のひとつとして考えられる。

取引件数を村ごとに見てみると，サマキ村よりはビンブン村の方が総世帯

表13 農地売買の事例（地理的範囲による分類）

（単位：件数，かっこ内は合計に占める割合％）

## ピンブン村（世帯総数93）

	雨季田		乾季田	
	売却	購入	売却	購入
同一村内	16 (51.6)	26 (51.0)	10 (52.6)	4 (36.4)
村外	13 (41.9)	11 (21.6)	3 (15.8)	1 (9.1)
同一行政 隣村*	3 (9.7)	8 (15.7)	0 (0)	0 (0)
区内 { その他	9 (29.0)	2 (3.9)	3 (15.8)	1 (9.1)
行政区外	1 (3.2)	1 (2.0)	0 (0)	0 (0)
不明	1 (3.2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
未確認	1 (3.2)	14 (27.5)	6 (31.6)	5 (54.5)
合計	31	51	19	11

\* ヴィヒア村とロカー村を指す。

## サマキ村（世帯総数176）

	畑地		乾季田	
	売却	購入	売却	購入
同一村内	5 (33.3)	20 (58.8)	4 (100.0)	6 (46.2)
村外	3 (20.0)	5 (14.7)	0 (0)	2 (15.4)
同一行政 隣村*	0 (0)	4 (11.8)	0 (0)	0 (0)
区内 { その他	0 (0)	1 (2.9)	0 (0)	0 (0)
行政区外	3 (20.0)	0 (0)	0 (0)	2 (15.4)
不明	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
未確認	7 (46.7)	9 (26.5)	0 (0)	5 (38.5)
合計	15	34	4	13

\* ワットトゥメイ村とワットチャツ村を指す。

（注）未確認の件数のうち，かっこ内は，話者が個人名または親族呼称を特定して語っている場合。

（出所）筆者調査。

数に比して明らかに取引件数が多い。これは，サマキ村周辺よりはピンブン村周辺の方が，開墾余地が非常に少ないことと関連していると思われる。つまり，新規に所有しようとする場合，ないしは自己所有農地を拡大しようとする場合には，他人の農地を獲得するほかはない，ということである。

## 2. 分与による所有権の移転

カンボジア農村では、農地は、親の死亡時ではなく、子の結婚時に親世帯から分け与えられるのが一般的であるといわれてきた (Ebihara [1971: 353])。しかし、結婚した年と親から農地を分与された年とを筆者が別々に尋ねた結果、結婚と同時に農地を分与される事例と同様に、結婚後数年してから分与されたという事例が多くみられた。したがって、より厳密には、カンボジア農村では、農地は子世帯が親世帯から生計を完全に分離する際に親から分与されるものというべきであるが、いずれにせよ、子世帯は結婚後ごく早い時期に親から農地の分与を受け、それを主たる生計維持手段とする、という点では違いがないともいえる。筆者の調査村においては、子世帯で農地の分与を受けなかったのは、2カ村を通じて、夫が漁師であると答えた1世帯のみであった。その他、近い将来に親の農地を得る蓋然性が非常に高い事例として、「現在の耕作地は妻の父親からの請負である」1世帯、および「未婚の兄弟はなく娘世帯のみが父親もしくは母親と同居しており、農作業の多くは娘夫婦が担っているが、親はまだ完全に権利を委譲していない」といういわゆる末子相続のパターンを明確に示している世帯が3世帯あった。なお、筆者は、子の村外への転出については質問していないので、これはクロムサマキの解散後に独立した子がすべて分与を受けた、ということを示してはいない。

分与による所有権の移転の事例についてまとめた表14が明らかにしているのは、下記の2点である。第1に、いずれの調査村においても、私的所有権が認められる以前から分与が行われていたことである。これは、第1節第3項で言及した1981年憲法第15条の規定にも合致する。

第2は、1980年代の件数よりも1990年代に入ってから件の数が若干多い、という傾向がみられることである。ただし、この傾向は、1989年の私的所有権の導入とは無関係だと解釈するべきであろう。筆者が調査した範囲では、クロムサマキによる分配が行われた当時に在村していたにもかかわらず

表14 分与による所有権の移転の事例  
 (単位:件数,かっこ内は合計に対する割合%)  
 ピンブン村(世帯総数93)

時期	雨季田	乾季田
クロムサマキの解散~1989年	12 (36.4)	8 (38.1)
1990年~1995/96年	17 (51.5)	10 (47.6)
時期不明	4 (12.1)	3 (14.3)
合計	33	21

サマキ村(世帯総数176)

時期	畑地	乾季田
クロムサマキの解散~1989年	12 (30.0)	10 (32.3)
1990年~1995/96年	23 (57.5)	16 (51.6)
時期不明	5 (12.5)	5 (16.1)
合計	40	31

(注) 夫方と妻方の双方から同時期に同じ地目の分与を受けた場合は,1件として数えた。

(出所) 筆者調査。

分配に与れなかったという事例は見いだせなかったため,クロムサマキによる分配は当時在村していたすべての世帯に対して行われたとみなしてよいと考える。したがって,表14の分与とは,農地分配を受けた世帯に属していた子が,クロムサマキの解散後に結婚し独立したために生じた現象である。すなわち,クロムサマキによる農地分配を受けた世代を,夫婦の実際の年齢にはかわからず,分配を受けたという意味で「第1世代」とすれば,「第2世代」が生じていることの現れでもある。

この点を世帯主の結婚年をみることによって検証しようとしたのが表15である。調査時点でもなお,クロムサマキの解散以前に結婚した世帯が多数(ピンブン村93世帯中57世帯,サマキ村176世帯中135世帯)を占めている。これらの世帯はクロムサマキが解散した後に帰村した一部の例外を除き,クロムサマキによる農地分配を受けている。これを「第1世代」とする。「第1世代」から農地の分与を受けて独立したのが「第2世代」である。調査時点で

表15 世帯主の結婚の時期  
ピンブン村（世帯総数93）

時期	世帯数
ボルボト政権崩壊前	43
ボルボト政権崩壊～クロムサマキの解散（1982年）	14（1）
クロムサマキの解散～1989年	16
1990年～1995/96年	18
不明	2

サマキ村（世帯総数176）

時期	世帯数
ボルボト政権崩壊前	111
ボルボト政権崩壊～クロムサマキの解散（1981年）	24（4）
クロムサマキの解散～1989年	28
1990年～1995/96年	12
不明	1

（注）（1） 一方が再婚の夫婦の場合は、妻もしくは夫の初婚を「結婚の時期」とした。

（2） かっこ内はクロムサマキの期間中に結婚したが親世帯と同居しており、親世帯からの独立はクロムサマキの解散後である事例の件数。

（出所） 筆者調査。

はクロムサマキの解散から10数年足らずしか経っていなかったため、「第2世代」の子で結婚したものはいない。すなわち、「第3世代」はまだ生じていない。すなわち、調査村において農地が分与されたのは、「第1世代」から「第2世代」への1回だけである<sup>(12)</sup>。

なお、分与された面積について興味深い点がある。ピンブン村では雨季田の分与を受けたのは31世帯だが、その面積の最頻値は20アールであり、平均値は20.7アールであった。これは既述したクロムサマキの分配時の基準（1人あたり10アール）の2人分に相当する。筆者はこの背景にある意識については調査していないが、矢追は、親と同居している未婚の子が将来12アール（＝矢追の調査村における雨季田の分配基準）を分与されることを期待している点を指摘している（矢追 [1997: 62]）。乾季田についてはこうした興味深い一

致はみられない(世帯数21,最頻値10アール,平均値13.3アール,分配基準は1人あたり2アール)。しかし,農家世帯の生計維持にとって最も重要な雨季田について上記のような傾向がみられるのは、「第2世代」の夫婦は,農地分配時には第1世代の子として世帯構成員として分配対象であったことと何らかの関係があるのではないかと思われる。

#### 第4節 耕作権の移転の実際

本章ではこれまで「所有者=耕作者」を暗黙の前提として分析を行ってきた。これまでも述べてきたように,クロムサマキは当時在村していた全世界帯に「班の農地」を分配したとみなすことができる。クロムサマキによる分配の当時はなお,自らの耕作によって自らの食料を調達することが生計を維持するほとんど唯一の手段であったという想定は十分に妥当なものであり,したがって当時在村していたすべての世帯を自作農にすることは十分に合理的な判断であったともみなせる<sup>(13)</sup>。この「所有者=耕作者」の前提が,調査時点においても不変であるとして,第2節では,土地なし世帯と零細農,大規模所有世帯について考察した。しかし,本節では,分益小作や定額小作などの事例を検討して,耕作者と所有者のずれについて,もう少し詳細に示しておきたい。

カンボジア農村では,所有者(1989年以前の「事実上の所有者」を含む)と耕作者が異なる場合として,分益小作(ボンヴァツ<sup>(14)</sup>・デイ),定額小作(チューオル),および抵当(バンチャム)がある。以下,本節では筆者調査で得た事例についてそれぞれの場合を順に検討することとしたい。

##### 1. 分益小作の実態

筆者調査によって得られた分益小作の事例は付表1に示した。事例数は少

ないが、それでも、(1)所有者には農業収入以外の収入源があり、小作料が非常に低率で、耕作者の方に明らかに利がある場合（世帯番号p-18, p-54, s-39, s-64）、(2)所有者が、小作料を主たる収入源としているとみられる場合（世帯番号s-7, s-72）という2種類の異なった関係を看取することができる。

1950年代のカンボジア農村についての膨大な記述を残したデルヴェールは、分益小作について、「より頻繁にみられるのは、所有者が老人または寡婦で、土地を〔分益小作制度で〕貸すことによって、惨めな暮らしを立てている場合である」（Delvert [1994: 503]）および「多くの事例では、農地の所有者は年老いた両親もしくは村に不在の両親であり、分益小作人は家族の団結の行為を示している」（Delvert [1994: 504]）と記した。筆者が見いだした事例には、これらの記述に当てはまるものもある（世帯番号s-72は前者の記述に、世帯番号s-7は後者の記述に合致する）。

しかしながら、上記(1)の範疇に入るような、所有者が当該農地からの農業収入がなくとも生計を維持できるような事例については、Delvert [1994]には明確な記述がない。このような場合、分益小作の制度は一種の所得移転の機能を果たしていると理解できる。とりわけ、この機能が発揮される範囲が親族間に限られない事例（世帯番号s-39, s-64）は、クロムサマキによる農地分配によって、元来「非農家世帯」であった世帯にも農地が分配されたゆえに発生した事象であろうと考えられる。

## 2. 定額小作の実態

改めて指摘するまでもないことであるが、分益小作と定額小作との制度上の決定的な違いは、小作料の決められ方（定率か定額か）である。カンボジア農村では、当該年度の豊作不作にかかわらず、その農地の生産力に対する一般的な評価と面積に応じて、事前に定額のの小作料が決定される貸借関係を「チューオル」<sup>(15)</sup>と呼ぶ。ここでは、重要なのはその決められ方であり、支払い手段は付表2と付表3にみられるように、貨幣、金、籾米のいずれでも

よい。なお、水田の小作料が籾米ではなく貨幣または金で取り決められた場合の支払い時期については、筆者は聞き取りを行わなかったので不明であるが、サマキ村の畑地の小作料は、貸借の合意がなされた時点、もしくは苗の移植前に支払われるべきだとされている。したがって、貸し手（所有者）にとっては収穫時まで待たずにまとまった収入を得ることができる。世帯構成員の病気などによる一時的に生じた現金の必要性に応じるための手段として、畑地を定額小作に出す事例も散見されるのは、この支払い時期のゆえだと考えられる（世帯番号s-3, s-48, s-148, s-163, s-176）。

付表2および付表3に整理された事例からは、まずは次の2点が判明する。第1に、所有農地をすべて恒常的に定額小作に出している世帯は限られている、ということである。ピンポン村では1世帯（世帯番号p-35）、サマキ村でも1世帯（世帯番号s-72）しか見いだせなかった。第2に、しかしながら、サマキ村の畑地については、クロムサマキによる分配直後から調査時点までを通じて、すべて定額小作に出している事例が散見される（世帯番号s-22, s-26, s-34, s-91, s-95, s-157）。その理由としては、農作業に従事する男性労働力の欠如や、畑地の幅が狭すぎること、などが語られている。この2種類の事例が増加すれば、農地の所有の構造と耕作の実態とを乖離させる重要な要因となるであろうが、調査時点ではきわめて限られていた。

次いで指摘したいのが、地主 小作関係が固定的な関係ではないことが十分に推測できる、という点である。筆者は調査時には、農地の借入にせよ貸出にせよ、その期間を聞く際に、「現在借り入れている / 貸し出している農地を、現在借りている / 貸している相手に対して、借りている / 貸している期間」と、「農地を借り入れる / 貸し出すようになってからの期間」とを明確に区別して尋ねる必要性を自覚していなかったため、得られた回答にはこのどちらの期間を指しているのが不明確なものも散見される。また、本来であれば、個々の契約の期間をきちんと尋ねるべきであった。しかしながら、こうした調査上の不備は承知しつつも、以下の点を重視することによって、調査時点の調査村では、定額小作は、農地を貸し出す世帯と借り入れる世帯

の必要性が一致したところで、所有地の一部分が一時的に貸し借りされている、という形態で行われていたと解釈する。筆者が重視するのは、(1)貸し手が借り手を選ぶ基準として地代で合意したと語っている事例があること(世帯番号s-44, s-152), (2)貸し手が同じ土地でも貸す相手が変わると語っている事例があること(世帯番号s-74, s-89), (3)貸し手が来年は自分で耕すと述べている事例があること(世帯番号s-5, s-149, s-176), (4)契約期間が1~数年であることが明確な事例があること(世帯番号, p-58, p-92, s-40, s-48), (5)既述のように緊急の現金の必要性に対処するために貸すことにしたと語る事例があること、以上の5種の事例である。

こうした事例をみて、筆者は、調査村における定額小作契約は、貸し手側の事情と借り手側の事情に応じて、さまざまな貸し手と借り手がそれぞれ一時的に取り結ぶ性格の強いものだとして理解している。さらに敷衍すれば、同一世帯が、そのときどきの諸事情やライフサイクルによって、貸し手にも借り手にもなりうるのではないか、という印象をもっている。

### 3. 抵当の実態

カンボジア農村では、カネ(貨幣または金)を貸し付ける代わりに、担保として借り手の農地を「抵当にとる」というが、その際には当該農地における耕作権と収穫物に対する権利もまた、借入期間中は貸し手に属するものとされる。すなわち、抵当として押さえた農地から得られる収穫物が貸付金の利子としての機能を果たすのである。

このような事例を整理したのが付表4である。まず指摘すべきは、貸付人が親族、同村もしくは隣村の村人であり、借入者と日常的な付き合いのある人々であると考えられることである。次いで、農地が抵当に入れられている期間が数年間と比較的長いことが推察できよう。

## 4. 所有面積と耕作面積のずれ

本項では上述した分益小作，定額小作，および抵当によって生じる所有面積と耕作面積のずれについて考察したい。

表16は，所有面積と耕作面積について，村全体の構造を理解する手がかりになるいくつかの指標を整理したものである。表17は，世帯の所有および耕作規模の分布を示したものである。これらの表から気づいた点について簡単に述べたい。

まず，面積の平均値が，ピンブン村では所有面積より耕作面積の方が大きくなっている一方，サマキ村では所有面積より耕作面積の方が小さい。この

表16 所有面積構造と耕作面積構造のずれ  
ピンブン村

	所有面積 n=92 <sup>1)</sup>	耕作面積 n=90 <sup>2)</sup>
面積の平均値（アール）	61.2	64.2
面積の標準偏差	53.3	55.9
面積と世帯構成員数の相関係数	0.32	0.41
面積分布のジニ係数	0.22	0.23

## サマキ村

	所有面積 n=175 <sup>1)</sup>	耕作面積 n=174 <sup>2)</sup>
面積の平均値（アール）	51.0	49.3
面積の標準偏差	41.7	42.7
面積と世帯構成員数の相関係数	0.20	0.20
面積分布のジニ係数	0.17	0.20

(注) 1) 調査世帯総数（ピンブン村93世帯，サマキ村176世帯）のうち，所有面積が不明な世帯を除いたもの。

2) 調査世帯総数（ピンブン村93世帯，サマキ村176世帯）のうち，耕作面積が算定できない世帯を除いたもの。

(出所) 筆者調査。

表17 所有面積と耕作面積の分布

## ピンブン村

面積（アール）	所有面積		耕作面積	
	世帯数	比率（％）	世帯数	比率（％）
0	7	7.6	10	11.1
1～10	5	5.4	3	3.3
11～20	8	8.7	7	7.8
21～30	7	7.6	7	7.8
31～40	15	16.3	11	12.2
41～50	8	8.7	6	6.7
51～60	7	7.6	7	7.8
61～70	3	3.3	5	5.6
71～80	7	7.6	6	6.7
81～90	5	5.4	7	7.8
91～100	7	7.6	9	10.0
101～110	2	2.2	1	1.1
111～120	1	1.1	1	1.1
121～130	2	2.2	1	1.1
131～140	1	1.1	0	0.0
140<	7	7.6	9	10.0
計	92 <sup>1)</sup>	100.0	90 <sup>2)</sup>	100.0

## サマキ村

所有面積（アール）	所有面積		耕作面積	
	世帯数	比率（％）	世帯数	比率（％）
0	5	2.9	12	6.9
1～10	3	1.7	4	2.3
11～20	12	6.9	17	9.8
21～30	24	13.8	20	11.5
31～40	38	21.8	32	18.4
41～50	28	16.1	23	13.2
51～60	18	10.3	20	11.5
61～70	16	9.2	16	9.2
71～80	8	4.6	5	2.9
81～90	5	2.9	5	2.9
91～100	4	2.3	6	3.4
101～110	4	2.3	6	3.4
111～120	2	1.1	1	0.6
121～130	3	1.7	2	1.1
131～140	0	0.0	1	0.6
140<	4	2.3	4	2.3
計	174 <sup>2)</sup>	100.0	174 <sup>2)</sup>	100.0

(注) 1) 調査世帯総数(93世帯)のうち、農地の所有面積が不明な1世帯を除いたもの。

2) 調査世帯総数(176世帯)のうち、耕作面積の算定ができない2世帯を除いたもの。

(出所) 筆者調査。

要因としては、面積の総量でみて耕作面積の方が増加もしくは減少した場合と、耕作権の移転によって所有面積規模の大きい世帯がさらに耕作面積を拡大したか、もしくはその逆のために、データの重心が移った場合とが考えられる。この両者について検証すると、両方の動きがあったことがわかった。ピンブン村の場合は、面積の総合計が、所有面積の5632アール（92世帯）から、耕作面積の5778アール（90世帯）へ増加し、一方のサマキ村は、所有面積の8870アール（175世帯）から耕作面積8578アール（174世帯）に減少していた。データの重心についても、平均値を含む階層（ピンブン村は61～70アール、サマキ村は51～60アール）以上の世帯数の割合を見てみると、ピンブン村の所有面積の分布では37.0%を占めるのに対して、耕作面積の分布ではそれが43.4%に増加している。一方、サマキ村の場合は、所有面積の分布では26.4%であるのに対して、耕作面積の分布では23.5%に減少している。

このように、ピンブン村では総面積の増加と上層への移転がみられるのに対して、サマキ村では総面積の減少と下層への移転が生じていることがわかる。わずかに1時点でみられた傾向が近年の傾向であるとみなすことはできないが、また差としてもわずかなものにすぎないが、筆者はここに、ピンブン村の村人が他村の農地を耕していること、およびサマキ村の村人が他村の人に農地を貸し出す傾向にあることを読みとるものである。そしてその背景には、農地に対する人口圧力の差が存在しているのではないかと推察するが、これは今後の検討課題であらう。

第2に、標準偏差とジニ係数については、いずれの係数も耕作面積の方に若干の上昇はみられるものの、特定階層への耕作面積の集中は起こっていないとみられる。

最後に、面積と世帯構成員数の相関について、ピンブン村では耕作面積の方が世帯構成員数との相関を強く示していることを指摘しておきたい。この現象は、クロムサマキによる農地分配が世帯構成員数にしたがって行われたという要因以外にも、カンボジア農民の耕作形態自体に耕作面積と世帯構成員数とを連関づける何らかの要因があるのではないかと推察を導く。

## 結語

### 1. まとめ

ポルポト政権が崩壊した後のカンボジア農村において、農民が農地や屋敷地などに対する所有関係を再構築するにあたっては、クロムサマキの制度が大きな影響を及ぼした。すなわち、村の主要な農地が「班の農地」とされた後に各世帯に分配される一方で、クロムサマキの制度外におかれた屋敷地や菜園は基本的には個々の世帯の「再獲得」に委された。その結果、主要な農地に関する所有関係はポルポト時代以前と断絶している一方、屋敷地や菜園などについてはポルポト時代以前との連続性がみられる場合が多いということになった。

1989年までの間は、農民に認められていたのは土地の使用権とその相続権のみであった。したがって、1989年に土地に関する私的所有権が復活されて、土地売買が公認されるまで、使用権は主に相続・分与と新規開墾によって移譲されたり獲得されたりしていた。1990年代に入って土地売買の件数が大幅に増加したが、それにもかかわらず、主要な農地についてはクロムサマキによって形成された所有構造の特徴である平等性の高さは、1990年代半ばでもなお看取できた。その一方で、クロムサマキの分配時には存在しなかった土地なし世帯や零細農家、大規模農家および非農家世帯が出現していることも明らかになった。

また、クロムサマキによる農地分配の時点から調査時点までの間に行われた売買取引の特徴としては、第1に、取引範囲が同一村内ないしは近隣村間という非常に狭い範囲に限られていたこと、第2に、開墾余地が少ない地目ほど売買件数が多い、という2点が明らかになった。

所有権を移転するもうひとつの重要な手段である分与については、第1にクロムサマキによる農地分配を受けた「第1世代」がなお多数を占めている

が、分与を農地の取得源とする彼らの子世帯、すなわち「第2世代」が増えているということ、第2に、調査時点では農地の分与は「第1世代」から「第2世代」への1回しか行われていないこと、この2点が判明した。

最後に、農地の所有構造と経営の実態を乖離させる重要な要因となりうる小作の実態について検討したところ、主流は定額小作制度であるが、所有農地すべてを恒常的に小作に出している世帯はきわめて限られていることが判明した。さらに、調査村における地主 小作関係は固定的ではなく、農地の貸し手側と借り手側の事情に応じて、さまざまな貸し手と借り手がそれぞれ一時的に取り結ぶ関係であろうと理解した。

## 2. 今後の展望

以上のような本章で明らかになった諸点を踏まえて、カンボジア農村の今後の社会経済的な変容について、若干の展望を描いておきたい。

第1に、農地売買の地理的範囲にみられる特徴から考察してみたい。すでに明らかにしたように、1990年代半ばまでに行われた農地売買には、その取引が行われる範囲が、同一村内ないしは近隣村間という非常に狭い範囲に限られていたという特徴が看取できる。換言すれば、農地の売買は、なお「顔の見える」関係においてなされているといってよい。この範囲の取引においては、取引の当事者を含む周囲の人々に「権利をもっている人」と認識されていれば事足りるために、証書の有無ないしは登記の未完は取引上の障害にはならない。1989年7月に農業省内に登記局が設置されたにもかかわらず、登記が進んでいないことはつとに指摘されてきたが、取引範囲が狭く、一時的な分益小作、定額小作および抵当を除き、利用者と権利者が同一人物である状況にあっては、農民に土地登記を行う必然性が感じられなくて当然であろう。しかし土地登記を行っていない状態は、国家による「国有地」の主張や資本家による「私有地」の主張に対して、抗弁の手段をもたないのに等しい。今後は、地方開発の展開や市場経済化の深化にともなって、カンボジア

農民にも近代的な私的所有概念への適応が求められよう。

第2に、世帯構成員数と世帯の所有面積との関係について考察する。「主要な農地」について、売買頻度の高いピンブン村の方が、世帯構成員数と所有面積との連関性を強く示している。この現象からは、土地売買の頻度にかかわらず、むしろ、カンボジア農民の耕作形態自体に世帯員数と耕作面積とが関連するような要因を含むのではないか、という推察が成り立つ。この推察に関係の深い点として以下の4点を指摘することができる。第1に、親世帯から子世帯への農地の分与は、子それぞれに対して均分的になされる慣行がみられるという点である。第2に、2世帯間の等価労働交換（ボンヴァッ・ダイ）の慣習がある、ということである。これは、田植えや稲刈りなど世帯内労働力では不足する時期に、他世帯から労働力を借りるが、その同じ季節中に、借りたのと等価の労働力（同人数かつ同日数）をその世帯に返す、という慣習である。すなわち、借りるためには、返すための労働力をもっていなければならない。その結果、この制度によって調達できる労働量は、世帯構成員の数と年齢構成に制約される。第3に、調査時点では、等価労働交換に代わって日雇い賃労働が主流となっていたが、カンボジアの農村には、たとえばビルマの農村とは異なって、賃労働者層は社会階層として定着していない。賃労働者もまた小規模自作農である。一方、現金収入源が限られているために、雇う側にも制約が大きい。したがって、村全体の総量でみた場合、賃労働も等価労働交換によってやりとりされる労働量を大きく上回るものではない、との印象を筆者はもっている。最後に、カンボジアでは農作業の機械化はほとんど進んでいない点を指摘しておく。耕起に用いる牛を除き、農作業はすべて人力に拠っているとって過言ではない。

チャヤノフのモデルは、農民世帯の構成（世帯内の労働者と消費者の比率）が、農民の主観的な賃金率を決定し、世帯の総労働時間と所得水準はその主観的な賃金率と労働の限界価値の均衡点で決定されるとするものであり、所得水準がこのように決定される結果、所与の技術のもとでは、世帯構成の変化に応じて耕作面積が増減すると主張する（Ellis [1988: 106-113]）。核家族

世帯を生産と消費の基本単位とし、上記4点のような特徴がみられる調査時点のカンボジアの米作村には、このモデルが適合するように思える。本章第4節でみた定額小作関係が、同一世帯がそのときどきの諸事情に応じて、貸し手にも借り手にもなりうるような小作関係であることを立証できれば、適合性はいっそう高くなるだろう。

ただし、チャヤノフのモデルは労働市場の不在を重要な前提条件としている。しかし、カンボジア経済の産業化の進展にともなってカンボジア農民にも農業外労働の機会が増加すると考えるべきであり、チャヤノフのモデルが適合するような状況が今後も長期間にわたって持続するとは筆者には考えにくい。

第3に、今後「第3世代」が生じてきた場合の問題について述べておく。調査時（1990年代半）はクロムサマキによる農地分配から10数年しか経っていなかったことから、その時点の「第2世代」の夫婦は、農地分配時には、第1世代の子として世帯構成員として分配対象となっていた。すなわち、親世帯が実際に分与するかどうかはともかくとして、彼らには「彼らの分」の主要な農地が分配によって確保されていた。しかも1980年代は、農地売買はほとんど行われぬという非常に静かな時代であった。しかし、今後、クロムサマキによる分配の時点では生まれていなかった子が「第2世代」を形成しようとする場合、さらには、「第2世代」の子が「第3世代」を形成しようとする場合には、親世帯からの分与の様相が大きく変化することが予想される。調査時点で看取された均分的な分与の慣行が今後も維持されるのかどうか、また、分与された農地が生計維持の中心を担いうる広さであるかどうかは、もはや開墾余地がほとんど残っていないと考えられる以上、農地に対する人口圧力と、それに抗する各世帯の経済力と生産力いかにということになる。したがって、人口増加率のみならず、農村からの人口流出の程度も今後の分与の慣行に影響を与えることになるだろう。

以上の議論から明らかなように、筆者が本章で描いた農地所有の制度と構造は、ポルポト政権崩壊後の社会経済生活の再構築過程のなかで形成された

特殊な、ないしは一時的に成立したものであるというべきである。敷衍すれば、クロムサマキによる農地分配を大した抵抗もなく農民が受け入れるような社会経済環境と、その後の1980年代というベトナムを唯一の支援者とする孤立した国家のもとでの社会の復興過程が創出したものであるといえるだろう。1991年のパリ和平協定と1993年の総選挙の成功と新政府の樹立によって、カンボジアは国際社会に復帰した。このことがカンボジアの社会経済にもたらしている影響は計り知れない。社会経済のさまざまな変化に農民が対応していく結果として、農地の所有構造は今後かなりの変化を遂げていくであろう。

〔注〕

- (1) 本章は既発表の2拙稿(「カンボジア/土地所有の制度と構造 ポルポト後の再構築過程と現状」(『アジア研ワールド・トレンド』第44号, 日本貿易振興会アジア経済研究所, 1999年4月)。「土地所有制度 ポルポト政権崩壊後の再構築過程」(天川直子編『カンボジアの社会経済制度』日本貿易振興会アジア経済研究所, 調査研究報告書1999-3-02, 2000年3月)に大幅に加筆修正したものである。また, 筆者がアジア経済研究所在ブノンペン海外派遣員としての任期中(1995年2月~1997年2月)に行った研究活動の成果の一部である。また, 本章の執筆には多くの人々の力添えを得た。とくに, 2001年6月30日に開催された東南アジア史学会関東例会での筆者の報告に対して貴重なコメントを下された桜井由躬雄氏と野口博史氏, および本章の原稿に対して有意義なコメントを下された高根務氏には感謝を記しておきたい。
- (2) 日本語訳は, 四本[1999:220]による。
- (3) このプロジェクトの主要な報告書は下記のとおりである。  
*Consolidated Submission on Revised Land Law*, Apr. 1999.  
*Where Has All the Land Gone? Land Rights and Access in Cambodia*, Vo.1 (Review of Land Issues Literature and Property Law), May 1999.  
*Where Has All the Land Gone? Land Rights and Access in Cambodia*, Vo.2.(Case Studies), May 1999.  
*Interim Report on Findings of Landlessness and Development Information Tool (LADIT) Research September 1999 to April 2000*, June 2000.
- (4) Kiernan [1996] の地図による。
- (5) 筆者が四本健二氏から提供を受けた当時の民法の仏文和訳の第725条には,

「3年間」となっている。

- (6) 1980年末の人口は約659万人とされている (Banister and Johnson [1993: 84])
- (7) 日本語訳は、四本 [1999] による。
- (8) また、すでに「クロムサマキによる分配」という表現を用いてきたが、この表現についてここで改めて検討したい。「配分」(allocation) という用語が、たとえば「資源配分」という使われ方にみるように「財の割当」の意であるのに対して、「分配」(distribution) は、たとえば「所得分配」という使われ方にみるように「財の所有権を付与すること」の意である。したがって、当時は土地の私的所有が法律上は認められていなかった以上、クロムサマキの解散の時点で実施されたのは、「農地『分配』」ではなく「農地『配分』」であると主張することも可能である。しかし、すでに検討したように、その時点で事実上の所有権が農民に付与されたと考えた方が実態に合致していること、および、クロムサマキは共同耕作制度としての機能を失ったからこそ共有農地を処分したこと、すなわち共同耕作制度に基づく「担当農地の割当」とは明らかに性質が異なること、こうした点を考慮すれば、クロムサマキが「解散」の時点で行ったのはやはり「班の農地」の「分配」であるとみなすべきであろうと考える。したがって、拙稿「カンボジア/土地所有の制度と構造 ポルポト時代後の再構築過程と現状」(『アジア研ワールド・トレンド』No.44, 1999年, 37~43ページ)における用語は訂正する。
- (9) 日本語訳は四本 [1999: 236] による。
- (10) 日本語訳は四本 [1999: 264] による。
- (11) 1992年土地法の翻訳については、東京外国語大学外国語学部(当時)の佐藤由紀恵さんの助けを得ました。
- (12) 同様の調査結果は矢追 [1997] も示している。
- (13) 農地分配が終了した後に、帰村や流入してきた世帯に対しても、村長が農地と屋敷地をアレンジした事例もある。
- (14) Ebihara [1971], Delvert [1994] および本書第5章では「プロヴァッ」(Provas) とされている。筆者の見聞の範囲では、きちんと発音すると「プロヴァッ」だということを農民は認識しているが、農民の日常では「ボンヴァッ」がもっぱら用いられている。したがって、筆者は「ボンヴァッ」を採用するが、その意味は、先行文献が「プロヴァッ」とするところと同じである。
- (15) 「チューオル・アオイ・ケー」(貸す・与える・人) および「チューオル・ピー・ケー」(借りる・から・人) として、貸す側にも借りる側にも用いることのできる動詞である。

## 〔参考文献〕

## &lt;日本語文献&gt;

- アジア人口・開発協会 [1999] 『アジア諸国の発展段階別農業農村開発基礎調査報告書 カンボジア王国（バットアン州，カンダール州を中心として）』。
- 天川直子 [1997] 「1980年代のカンボジアにおける家族農業の創設 クロムサマキの役割」(『アジア経済』第38巻第11号，11月)。
- 国際開発センター [2001] 『平成12年度 農林水産業協力構想策定検討事業 農業農村再生強化支援事業 報告書（カンボジア）』。
- 駒井洋 [1998] 「カンボジア農村の復興と仏教 タケオ州トォロペアング・ベーング村の事例」(『社会学ジャーナル』第23号，筑波大学社会学研究室)。
- 高橋美和 [2001] 「カンボジア稲作農村における家族・親族の構造と再建 タケオ州の事例」(天川直子編 『カンボジアの復興・開発』日本貿易振興会アジア経済研究所)。
- 谷川茂 [1997] 「カンボジア北西部の集落(1) 北スラ・スラン集落における社会経済基礎調査」(『上智アジア学』第15号，上智大学アジア文化研究所)。
- 矢追まり子 [1997] 『カンボジア農村の復興課程に関する文化生態学的研究：タケオ州ソムラオング郡オンチョング・エー村の事例』(修士論文，筑波大学大学院環境科学研究科環境科学専攻。『カンボジア社会再建と伝統文化 諸民族の共存と再生』トヨタ財団研究助成B 94B1-026 研究成果報告書，カンボジア研究会，代表者小野澤正喜，2001年2月に加筆修正のうえ再録)。
- 四本健二 [1999] 『カンボジア憲法論』勁草書房。

## &lt;外国語文献&gt;

- Banister, Judith and Paige Johnson [1993] "After the Nightmare: the Population of Cambodia," in Ben Kiernan ed., *Genocide and Democracy in Cambodia: the Khmer Rouge, the United Nations and the International Community*, Monograph Series 41, New Haven: Yale University Southeast Asia Studies.
- Boua, Chantou [1983] "Observations of the Heng Samrin Government 1980-82," in David Chandler and Ben Kiernan eds., *Revolution and Its Aftermath in Kampuchea: Eight Essays*, New Haven: Yale University Southeast Asia Studies.
- Boua, Chanthou and Ben Kiernan [1989] *Oxfam in Takeo*, Oxfam.
- Delvert, Jean [1994] *Le paysan cambodgien* (Paris: Mouton, 1961; reprint, Paris: L'Harmattan, 1994).
- Department of Planning and Statistics, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (DOP/MOAF) [1996] *1995 Rice Crop Survey Technical Report*.

- Ebihara, May [ 1971 ] *Svay: A Khmer Village in Cambodia*, Ph.D. dissertation, Columbia University, Ann Arbor, MI: Universtiy Microfilms.
- [ 1993 ] "Beyond Suffering: the Recent Histry of a Cambodian Village," in Borjs Ljunggren ed., *The Challenge of Reform in Indochina*, Cambridge: Harvard University Press.
- Ellis, Frank [ 1988 ] *Peasant Economics: Farm Households and Agrarian Development*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Frings, Viviane [ 1993 ] *The Failure of Agricultural Collectivization in the People's Republic of Kampuchea (1979-1989)*, Working Paper No.80, Clayton: Monash University.
- [ 1994 ] "Cambodia After Decollectivization (1989-1992)," *Journal of Contemporary Asia*, Vol.24, No.1.
- [ 1997 ] *Le soialisme et le paysan cambodgien: la politique agricle de le République Populaire de Kampuchea et de L'Etat du Cambodge*, Paris: L'Harmattan.
- Greve, Hanne Sophie [ 1993 ] *Land Tenure and Property Rights in Cambodia*, Phnom Penh: mimeo.
- Kiernan, Ben [ 1996 ] *The Pol Pot Regime: Race, Power, and Genocide in Cambodia under the Khmer Rouge, 1975- 79*, New Haven: Yale University Press.
- Ledgerwood, Judy [ 1992 ] *Analysis of the Situation of Women in Cambodia*, Phnom Penh: UNICEF.
- Vickery, Michael [ 1983 ] "Democratic Kampuchea: Themes and Variations", in P.David Chandler and Ben Kiernan eds., *Revolution and its Aftermath in Kampuchea: Eight Essays*, Monograph Series No. 25, New Haven: Yale University Southeast Asia Studies.
- [ 1986 ] *Kampuchea: Politics, Economics and Society*, Sydney: Allen & Unwin.

付表1 分益小作の事例

ピンブン村  
<地主の事例>

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	地目(面積)	委託の相手	期間	小作料	小作に出す理由	備考
p-18	46	45	乾季田(全)	妻の弟	4年前から	事前には決めない。 (豊作で20バウほどもとれたときは6バウもらうが、不作で15バウほどしかとれないときは3バウしかもらわない。今年もは、妻の弟の水田(=雨季田か?)が冠水して収穫が全然なかった。)が冠水しなかった。	労働力が足りないから。 (夫は郡警署勤務。子供はまだ労働力年齢に達していない。)	妻の弟に小作に出す前の1年間は、夫のいとこに委託していた。

## &lt;小作人の事例&gt;

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	地目(面積)	委託の相手	期間	小作料	備考
p-54	31	33	乾季田 <sub>25a</sub>	妻の父親	今年から	決まっていない。 (豊作であれば父親にいくらか持っていきが、不作であれば渡さない。)	この夫婦は野菜の買付け販売業の失敗による借金返済のために、分与によって得た雨季田と乾季田をすべて売却した。調査時点では所有農地を持たず、この父親の乾季田のほかに、と村内のいとこと妻の弟からも乾季田を賃借り(定額小作)していた。

サマキ村  
 <地主の事例>

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	地目(面積)	委託の相手	期間	小作料	小作に出す理由	備考
s-7	60	60	畑地(全) 乾季田(全)	ともに、世帯を分けた息子	5年前から	畑地：収穫物を売却して得た現金を折半。 乾季田：初米を折半。	年をとって農作業から引退したから。また、その息子が畑地も乾季田も少ししか所有していないから。	同居の娘2人(19歳, 15歳)は暇なときには耕作を請け負っている兄の農作業の手伝いに行く。
s-39	48	49	乾季田(全)	サマキ村の親類ではない村民。	クロムサマキによる分配からずっと。	耕作者に3分の2, 所有者に3分の1。	牛も牛車ももっていないかつたし、子供も幼かつたから。(雑貨屋を営む。調査1年前にバナナ畑を購入しており、バナナ栽培から現金収入を得ている。)	耕作者はずっと同一人物。
s-64	61	45	畑地(全)	サマキ村の親類ではない村民。	クロムサマキによる分配の4年後からずっと。	収穫物の売却代金の10分の2。(この割合は不変。)	夫が家具職人なので、世帯内に耕作者がいないから。	委託相手は毎年変える。村人は等しく賃しいので、そういう村人が少しでも儲けを得られるように耕作させている。分益小作で委託する相手はとくに賃しい人。
s-72	なし	50	畑地(所有3地所のうち2地所)	サマキ村内の甥夫婦 サマキ村の親類ではない村民	毎年(かなり前からか。)3年前から	収穫物を折半。	労働力がない。(妻は年寄いた父親の面倒を見なければならぬ。息子はブノンベンに居住。)	畑地の残り1地所は定額小作に出している。

(出所) 筆者調査。

付表 2 定額小作の事例(ピンブン村:調査世帯総数93)

&lt;地主の事例&gt;

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	所有農地	小作地貸し出し			備考	
				地目(面積)	期間	相手		
p-25	32	31	雨季田40a 乾季田10a	乾季田10a	1年間	隣村の甥	初米100kg/年	借り入れている雨季田の全体収量はまだ不明
p-34	23	24	雨季田75a 乾季田12a					妻の姉はピンブン村で初米の買付けをしている。
p-35	39	38	乾季田4a	乾季田4a	未確認	妻の妹	1万リエル/年	この夫婦は雑貨屋。分配によって得た雨季田は妻の妹に売却済み。
p-37	42	40	雨季田75a 乾季田26a	乾季田10a	未確認	未確認	未確認	
p-40		78	乾季田4a	乾季田4a	未確認	隣村の人	初米3タウ	
p-92	92		不明	雨季田20a 乾季田20a	2年契約 未確認	村内の人 村内の人	金1チー/2年間 初米16タウ/年	乾季田の全体収量は20タン

&lt;小作人の事例&gt;

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	所有農地	小作地借り入れ			備考	
				地目(面積)	期間	相手		
p-23	35	37	雨季田25a 乾季田6.5a	雨季田1ha 乾季田1.1ha	2年前から 今年から	同行行政区内の人 隣村の人	初米20タン/年 初米7タウ/年	収穫高80~100タン/ha 全体収量はまだ不明。
p-25	32	31	雨季田40a 乾季田10a	雨季田50a	今年から	隣村の人	初米8タウ/年	借り入れている雨季田の全体収量はまだ不明。

p-31	40	39	雨季田 <sup>5a</sup> 乾季田(極小)	乾季田(面積未確認)	今年から	同行政区内の人	2万リエル/年	
p-34	23	24	雨季田 <sup>75a</sup> 乾季田 <sup>12a</sup>	雨季田(面積不明) 乾季田(面積不明)	未確認	ともに妻の姉	1万リエル/年 1万リエル/年	妻の姉はピンブン村で杵米の買付けをしている。
p-53	59		雨季田(面積不明)	乾季田 <sup>60a</sup> 乾季田 <sup>30a</sup> 乾季田 <sup>10a</sup>	6年前から 今年から 今年から	同行政区内の人 同行政区内の人 同行政区内の人	杵米5バウ/年 杵米3バウ/年 杵米2バウ/年	
p-54	31	33		乾季田 <sup>7a</sup> 乾季田 <sup>10a</sup>	今年から 今年から	同村のいとこ 同村の妻の弟	4タウ 4タウ	全体の数量は4バウ 全体の収量は5バウ
p-58	34	27	雨季田 <sup>30a</sup> 乾季田 <sup>20a</sup>	乾季田 <sup>20a</sup>	一年契約	未確認	杵米10タン/年	借地の全体収量は30タン
p-60		34		乾季田 <sup>8a</sup>	3年前から	同村内の人	1バウ	借地の全体収量は5~6バウ。 妻は3年前に離婚して帰村。
p-70	41	39	雨季田 <sup>1ha</sup> 乾季田 <sup>35a</sup>	乾季田 <sup>53a</sup>	2年前から	同村内の人	未確認	
p-72		57	雨季田 <sup>20a</sup>	乾季田 <sup>28a</sup>	今年から	同行政区内の人	未確認	
p-83	38	38	雨季田 <sup>30a</sup> 乾季田 <sup>6a</sup>	雨季田 <sup>20a</sup> 雨季田 <sup>30a</sup>	2年前から 2年前から	村の自警団名 義の土地 養父	杵米10タウ/年 杵米15タウ/年	養父はブノンペン在住

(出所) 筆者調査。

付表3 定額小作の事例(サマキ村:世帯総数176)

&lt;地主の事例&gt;

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	所有農地	小作地貸し出し				備考
				地目(面積)	期間	相手	小作料	
s-3	47	45	畑地29a	畑地(全)	1年間	近所の親しい人	未確認	賃貸した理由として、子供の病気がと母親の葬式のために現金が必要だったと語る。
s-5	-	44	畑地19a 乾季田11a	乾季田(全)	未確認	同村の人	籾米120キロ/年	1996年には乾季田を自らの世帯で耕すと語る。
s-22	65	60	畑地2,4a 乾季田44a	畑地(全)	クロムサマキの解散後ずっと	いとこ	未確認(収穫前に受け取る)	
s-23	35	33	畑地8a	畑地(全)	7年前からずっと	オバ(ずっと同じ)	未確認	オバ、オジ、母親が相次いで死亡したため、葬式代が必要だったと語る。
s-26	46	42	畑地9a 乾季田19a	畑地(全)	クロムサマキの解散後ずっと	夫のいとこ	未確認(収穫前に受け取る)	賃貸した理由として、妻の病気がと夫の仕事(タバコの買付け販売)をあげる。
s-34	-	55	畑地11a 乾季田62,5a	畑地(全)	クロムサマキの解散の1年後からずっと	毎年変わる。地代を高くしてくれる人に貸す。	未確認	地代は、タバコ/トウガラシの苗代の種まきの後に受けとる。また賃貸した理由として、世帯内に男手がないことをあげる。
s-39	48	49	畑地16a 乾季田13a	畑地(一部)	今年	村内の人	3万リエル/年	毎年貸して、「今年」は「この人」に貸したのか、今年だけ貸しているのか、不明。

s-40	-	70	畑地16a	畑地(全)	今年を含めて4年間の約束	妻の弟	1年目と2年目が3万リエール、3年目が4万リエール、4年目の今年が7万リエール。	調査時が、4年目で最終年。
s-44	37	35	畑地37a 乾季田13a	乾季田(全)	2年前から	先妻の親類	初米13タン/年	先妻の親類を選んだ理由として、提示した地代の高さを指摘。
s-48	26	28	畑地8a	畑地(全)	今年から2年契約	妻の弟	5万リエール/年	賃貸しに出した理由として子供の誕生と病気をあげる。
s-59	45	38	畑地22a 乾季田13	乾季田(全)	2年前から	村内のハトコ	初米10タン/年	賃貸した乾季田の全収量は30タン。
s-72	-	50	畑地39a 乾季田31a	畑地1区画 乾季田(全)	今年 4年前から	他村の甥夫婦 サマキ村の村民	金1チー 初米13タン/年	貸す相手はどのようなやら毎年変わる様子。この世帯は耕作はすべて他人に委ねている。
s-73	38	35	畑地11a 乾季田13a	乾季田(全)	1991年から	親類	初米600kg/年	
s-74	40	37	畑地36a 乾季田31a	乾季田(全)	4~5年前から	サマキ村内の村民	初米300kg/年	以前は別の人に貸していた。
s-89	35	33	畑地20a 乾季田31a	畑地2地所 畑地1地所	クロムサマキの分配以後ずっと3年まえから	サマキ村の村民 サマキ村の村民	金0.7チー/年 45,000リエール/ 5年間	母親から分与された畑地。 以前は別の人に貸していたと語る。
s-91	37	36	畑地16a 乾季田25a	畑地(全)	クロムサマキの分配以後ずっと	サマキ村内のいとこ	金1チー/年	貸す相手はずっと同じ人。
s-95	-	45	畑地18a 乾季田19a	畑地(全)	クロムサマキの分配以後ずっと	妻の兄	2~3万リエール/	年兄弟に貸しているので地代は高くない、という。
s-98	64	48	畑地44a 乾季田50	畑地(1区画)	3年前から	妻の兄	10万リエール/5年	

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	所有農地	小作地貸し出し				備考
				地目(面積)	期間	相手	小作料	
s-99	-	50	畑地8a 乾季田25a	畑地(面積未確認)	10年近く	死亡した夫の兄	未確認	
s-103	40	35	畑地12a 乾季田8a	畑地(大きい方1区画)	2年まえから	サマキ村内の村民	20万リエル/年	
s-107	40	37	畑地150a 乾季田38a	畑地(9a)	1995年と1996年	サマキ村内の村民	50万リエル/2年	賃貸した理由として、精米機の購入をあげた。
s-148	30	31	畑地13a 乾季田406a	畑地(全)	今年	サマキ村内のい とこ	6万リエル/年	賃貸した理由として、子供の病気のために現金が必要だったことをあげる。
s-149	48	46	畑地13a 乾季田25a	畑地(全) 乾季田(全)	3年前から 4年前から	サマキ村内 の村民	未確認	1996年の減水期からは自分で耕す予定、貸す貸さないは毎年考える、と語る。
s-150	51	38	畑地10a 乾季田25a	畑地(2区画のうち1区画)	5,6年前から	隣接した畑地の 持ち主	未確認	貸す理由として、畑の幅が狭すぎ て牛耕が困難だと語る。
s-152	31	30	畑地14a 乾季田31a	畑地(苗2000本 分)	2年前から	未確認	未確認	借り手の選択について、地代で合 意したから、と語る。
s-157	-	50	畑地4a 乾季田19a	畑地(全)	クロムサマキの 解散後ずっと	隣接した畑地の 持ち主	未確認	貸す理由として、畑の幅が狭すぎ て牛耕が困難だと語る。
s-163	40	39	畑地27a 乾季田13a	畑地(苗3000本 分)	1995年と1996年	妻の弟	未確認	貸した理由として、妻の病気のた めに現金が必要だったと語る。来 年は自分で耕す予定。
s-176	49	48	畑地11a 乾季田20a	畑地(全)	1994年から1996 年の3年間	(夫?)のいとこ	未確認	貸した理由として夫の病気のた めに現金が必要だったと語る。来年は 自分で耕すと語る。

## ＜小作人の事例＞

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	所有農地	小作地借り入れ				備考
				地目(面積)	期間	相手	小作料	
s-8	38	30	畑地(不明) 乾季田25a	畑地2地所(面積不明)	未確認	未確認	未確認	
s-10	58	-	畑地11a 乾季田31a (5区画)	乾季田4区画	未確認	未確認	未確認	
s-19	63	50	畑地11a 乾季田25a (4区画)	乾季田1区画	クロムサマキの 解散後ずっと	弟	未確認	
s-30	24	30	畑地13a	乾季田4区画	2年前から	同行政区内の人	籾米20タン/年	
s-32	37	34	畑地8a	畑地苗5000本分)	4～5年前から	未確認	金1.5チー/年	
s-35	38	37	畑地26a	畑地苗3000本分)	今年から	近所の人	5000リエル/年	
s-36	35	30	畑地5a 乾季田25a	畑地苗3000本分)	3年前から	夫の母親	金1チー/年	
s-49	40	36	畑地9a 乾季田25a	乾季田1区画	今年から	サマキ村の村民	籾米2タン/年	賃借りしている乾季田の全収量は 10タン。
s-61	50	54	畑地(面積 不明) 乾季田25a	乾季田2区画	4年前から	同居の姉	籾米120kg/年	賃借りしている乾季田の全収量は 15タン。
s-63	48	42	畑地2.5a 乾季田25a	乾季田1区画	今年から	村内のいとこ	籾米50キ口(約 2タン)/年	
s-65	42	40	畑地25.5a 乾季田25a	畑地苗4000本分)	今年	サマキ村の村民	1.5チー/年	

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	所有農地	小作地借り入れ				備考
				地目(面積)	期間	相手	小作料	
s-73	38	35	畑地11a 乾季田13a	畑地5a	今年から	妻の母親	3チー / 年	
s-77	40	36	畑地34a 乾季田44a	乾季田4区画 乾季田1区画	未確認	サマキ村の村民 サマキ村の村民	1区画につ き、粉末70kg/年	
s-80	49	45	畑地38a 乾季田44a	乾季田2区画	未確認	サマキ村の村民	25,000リエル/年	借入地の全収量は10タン。
s-84	35	27	畑地6a 乾季田19a	畑地苗2000本 分 乾季田10a	4年前から (5年契約) 今年から3年 契約	サマキ村の村民 他村の村民	2万里エル/ 5年 金2チー / 3年	借入地の全収量は50タン
s-86	35	33	畑地18a 乾季田19a	畑地2a	2年前から	サマキ村内の叔父	未確認	
s-106	32	30	畑地30a 乾季田6a	乾季田5区画	2年前から	サマキ村(?) の村民	粉末13タン/年	借入地の全収量は30~40タン
s-108	43	41	畑地20a 乾季田25a	畑地苗1000本分	2年前から	サマキ村(?) の村民	金5チー / 2年 間	
s-114	58	49	畑地16a 乾季田25a	乾季田(2区画)	今年から	他村の村人	5万里エル/年	
s-117	54	45	畑地98a 乾季田26a	畑地 畑地 (2地所あわせて 苗5000本分)	5年まえから 4年まえから	サマキ村の兄弟 サマキ村の村民	金2チー / 5年 金2チー半 / 4 年	

s-134	43	42	畑地 14a 乾季田 38a	畑地苗 8000本分	未確認	サマキ村内のハ トコ	5 万エル / 年	以前の地代はもっと安かったと言 っているので、長期間借り手いる 可能性あり。
s-136	40	37	畑地 18a 乾季田 13 a	畑地 2a	今年から	サマキ村内の村民	未確認	
s-141	51	44	畑地 27.2a 乾季田 37.5a	畑地 苗 7000本分)	未確認	サマキ村 ( ? ) の村人	1 チー / 年	金 1 チー = 12万リエル
s-172	40	38	畑地 36.3a 乾季田 37a	畑地 ( 2a )	未確認	サマキ村の村人	未確認	
s-173	-	40	畑地 8a 乾季田 13a	畑地 苗 2000本分)	今年	未確認	未確認	

( 出所 ) 筆者調査。

付表 4 抵当の事例

## ピンブン村 (調査世帯総数93)

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	所有地 (面積)	抵当に入っている 地目 (面積)	借金の額	年数	貸し手	備考
p-10	31	30	雨季田 (10a)	雨季田 (10a)	金 5 分 (23USD相当)	4 年前から	ハトコ	
p-17	32	31	雨季田 (35a) 乾季田 (10a)	雨季田 (35a)	金 3 チー半	1 年前から	村内の夫の母親	借金は夫と子供の病 気のため。
p-53	59	-	雨季田 (不明)	雨季田 (13a)	未確認	今年から	村内のイトコ	
p-57	37	34	雨季田 (40a)	雨季田 (40a)	未確認	2 年前から今年 までの 3 年間	オバ	
p-70	41	39	雨季田 (11a) 乾季田 (35a)	雨季田 (40a)	金 4 チー	3 年前から	隣村の村人	
p-82	36	35	雨季田 (11a) 乾季田 (24a)	乾季田 (24a)	金 1 チー	2 年前	隣村の村人	
p-87	-	38	雨季田 (30a) 乾季田 (14a)	乾季田 (8a)	金 5 分	去年から	妻の妹	
p-88	63	62	雨季田 (60a) 乾季田 (12a)	雨季田 (10a)	金 1 チー (47USD相当)	去年から	同居の娘	

サマキ村（調査世帯総数176）

世帯番号	夫の年齢	妻の年齢	所有地（面積）	抵当に入っている地目（面積）	借金の額	年数	貸し手	備考
s-24	-	46	畑地（苗3000本分）	畑地 苗3000本分）3 才一		4年間あと1年）	同村の村人	借金を返すために、去年、畑地苗2000本分を売却。
s-50	56	52	乾季田（25a）	乾季田（25a）	3 才一	6年間	同村の村人（？）	今年返済終了した。
s-53	48	38	畑地（17a） 乾季田（50a）	畑地（11a）	未確認	3年	同村のイトコ	返済終了したばかり。
s-89	35	33	畑地（20a） 乾季田（31a = 5区画）	乾季田（2区画）	金1.5才一	3年間の約束	同村の村人（？）	
s-143	37	33	畑地（8a） 乾季田（10a）	乾季田（8a）	金3才一	未確認	妻の弟	

（出所）筆者調査。